



神奈川県

令和8年度

事業概要

—男女共同参画社会の実現をめざして—



神奈川県立かながわ男女共同参画センター
かなテラス

目 次

1	設置目的等	1
2	施設	1
3	かながわ男女共同参画センターのあゆみ	2
4	かながわ男女共同参画センターの組織と事業内容	6
5	令和8年度 事業体系とかながわ男女共同参画推進プラン (第5次)	7
6	令和8年度 主要事業	10
7	令和7年度 主要事業及び事業実施状況	20
8	相談案内(DV相談)	46
9	施設利用案内	47
10	かながわ男女共同参画センター関係例規	48
11	県内市町村男女共同参画担当窓口 及び男女共同参画関連施設	66

1 設置目的等

(1) 設置目的

女性の自立と男女のあらゆる分野への参画を促進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与する。（「神奈川県立かながわ男女共同参画センター条例」第2条）

(2) 事業運営方針

男女共同参画社会の実現を推進する県域の拠点施設として、人材育成、意識啓発・行動変革、調査研究・情報発信、DV相談・DV防止の啓発を4つの柱として、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進める。

2 施設

(1) 所在地

藤沢市鶴沼石上2-7-1 県藤沢合同庁舎2階

(2) 建物延床面積

892.42 m²

(3) 構造規模

鉄筋コンクリート造 5階建（一部）

(4) 施設の概要

階別	地下1階	2階		別棟
課別		管理課 参画推進課	相談課	
室名	作業室 倉庫	所長室 事務室	事務室 相談室（4室）	
共通部分		資料・交流コーナー 男女共同参画支援室A・B （各27人） プレイルーム（託児室）（14人） 授乳室		男女共同参画支援室C・D （各30人）
面積	143.52 m ²	648.90 m ²		100.00 m ²
延面積	892.42 m ²			

3 かながわ男女共同参画センターのあゆみ

- 1975(昭和 50 年) 国際婦人年
7 「国際婦人年世界会議」(メキシコ・シティー)
(1976 年から 1985 年までを「国連婦人の十年」とする)
10 県議会で女性の地位向上をはかる決議が採択
- 1976(昭和 51 年) 7 知事室県民課に婦人関係行政の窓口が設けられる
- 1977(昭和 52 年) 5 県民部県民総務室に「婦人班」設置
- 1978(昭和 53 年) 2 「新神奈川計画」が策定され、実施計画の中に婦人の自立と社会参加を促進するための拠点として、「婦人総合センター(仮称)」の建設が計画される
12 婦人総合センター基本構想について県民参加(婦人団体との会議、アンケート調査等)
- 1979(昭和 54 年) 8 「婦人総合センター基本構想」策定
- 1980(昭和 55 年) 8 県民部に婦人総合センター建設準備室設置
- 1982(昭和 57 年)** **この年を「かながわ婦人元年」とする**
3 婦人総合センター条例公布
4 「かながわ女性プラン」決定
5 「かながわ女性会議」結成
6 県民部に「婦人企画室」、労働部労政課に「勤労婦人班」を設置
11 婦人総合センター開館 企画調整部、生活科学部、福祉部、婦人労働部、生涯学習部で構成
江の島会議—かながわ女のフェスティバル開催(以後、毎年 11 月に開館記念事業として実施)
- 1983(昭和 58 年) 1 「婦人総合センターだより」創刊
3 「かながわ女性ジャーナル」創刊
- 1985(昭和 60 年) 6 「勤労婦人福祉法」を「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」(男女雇用機会均等法)に改正(昭和 61 年 4 月施行)
7 「国連婦人の十年世界会議」(ナイロビ世界会議)NGO フォーラムに女性代表団を派遣
- 1986(昭和 61 年) 11 地方の時代シンポジウム「男女共同社会の実現をめざして」開催
- 1987(昭和 62 年)** **1 「新かながわ女性プラン」決定**
11 婦人総合センター開館 5 周年(記念事業 フォトコンテスト等)
かながわ女性史「夜明けの航跡—かながわ近代の女たち」の刊行
- 1988(昭和 63 年) 11 婦人図書館内に山川菊栄(初代労働省婦人局長)文庫開設
- 1989(平成元年) 4 婦人総合センターの利用者が開館以来 100 万人を達成
- 1991(平成 3 年)** **4 「婦人総合センター」を「かながわ女性センター」に名称変更**
同婦人労働部を労働部に変更
県民部の「婦人企画室」を「女性政策室」に名称変更
7 セクシュアル・ハラスメント相談窓口開設
- 1992(平成 4 年) 5 ~12 女性センター開館 10 周年記念事業を開催
11 かながわ女性史「共生への航路—かながわの女たち'45~'90」刊行
- 1993(平成 5 年) 4 女性センター企画調整部に管理課及び企画調整課、生活科学部に生活文化課及び商品テスト室、福祉部に福祉課、労働部に技能研修課

- 及び情報相談課、生涯学習部に生涯学習課を配置し5部8室課で構成
- 1994(平成6年) 10 第1回東アジア女性フォーラムが、女性センターを会場に開催され、第4回世界女性会議(北京会議)に向けて「江の島宣言」が採択される
- 1995(平成7年) 9 第4回世界女性会議で「北京宣言・行動綱領」を採択
- 11 女性センターの利用者が開館以来200万人を達成
- 1996(平成8年) 3 「神奈川県立かながわ女性センターの今後の運営について」神奈川県立かながわ女性センター運営協議会へ諮問 同年10月答申
- 1997(平成9年) 2 **「かながわ女性プラン21」決定**
- 4 **女性センター運営協議会の答申を踏まえ、女性センターの設置目的を「女性の自立と社会参加を促進するための施設」から「女性の自立と男女のあらゆる分野への参画を促進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与するための施設」へ変更し、併せて組織・機能を行政分野別だった5部体制から、課題分野別の3部体制(企画部、参画推進部、相談部)へ組織再編するとともに課題調整担当部長を設置**
- 6 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(男女雇用機会均等法)改正(平成11年4月施行)
- 8 「女性への暴力相談等関係機関連絡会」(国、県、市等16機関)を設置
- 1998(平成10年) 9 「第7回全国女性史研究交流のつどい」共催
- 1999(平成11年) 4 国立婦人教育会館との共催で、「高齢社会は世代を越えて」をテーマに「男女共同参画学習推進フォーラム」(12事業)を大学、市町村、NPO等と連携の下に開催
- 6 「男女共同参画社会基本法」公布・施行
- 2000(平成12年) 4 「女性への暴力相談」専用電話開設
- 2001(平成13年) 4 相談件数の増加等を背景に、「メンタルケア」業務を開始
- 6 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)公布、10月から一部施行、14年4月から全面施行
- 2002(平成14年) 4 **「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)に基づく「配偶者暴力相談支援センター」を相談部内に設置し、配偶者からの暴力に関する相談等に対応**
- 4 **神奈川県男女共同参画推進条例施行**
- 11 かながわ女性センター開館20周年記念事業を開催
- 2003(平成15年) 6 **「かながわ男女共同参画推進プラン」策定**
- 2004(平成16年) 2 女性センターの利用者が開館以来300万人を達成
- 6 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)改正(12月施行)
- 10 かながわの女性応援サイトの運営開始
- 2005(平成17年) 9 かながわ女性キャリア支援センターを設置
- 2006(平成18年) 3 **「かながわDV被害者支援プラン」策定**
- 6 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(男女雇用機会均等法)改正(平成19年4月施行)
- 2007(平成19年) 6 **組織再編に伴い部制(企画部、参画推進部、相談部)が廃止され、3部(4課)体制から、4課体制(管理企画課、研究情報課、参画推進課、相談課)の構成**
- 7 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)改正(平成20年1月施行)
- 11 かながわ女性センター開館25周年記念事業を開催

2008(平成 20 年)	3	「かながわ男女共同参画推進プラン(第 2 次)」策定
	6	「かながわ女性センターのあり方等に関する検討会」設置 同年 12 月 報告書提出
2009(平成 21 年)	3	メールマガジン「えのしま通信」を発行
	3	「かながわDV被害者支援プラン」改定
2010(平成 22 年)	1	かながわ女性センター条例を改正し利用施設を追加 (4 月施行)
	3	「かながわ女性センターのあり方について」策定
2011(平成 23 年)	6	マリンスポーツコーナーの設置
	10	「アイランドフェスタ江の島」を開催
2012(平成 24 年)	6	かながわ女性センター開館 30 周年記念事業を開催(6~3 月)
	8	かながわ女性センターの利用者が開館以来 400 万人を達成
	11	内閣府と共催で、男女共同参画フォーラムを開催
2013(平成 25 年)	3	「かながわ男女共同参画推進プラン(第 3 次)」策定
		「かながわ女性キャリア支援センター」を商工労働局へ移管
	7	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV 防止法)改正 (平成 26 年 1 月施行)
	12	女性センターの移転に係る方針等を決定
	12	かながわ女性センター条例を改正し、ホール及び楽屋、宿泊室を利用停止 (4 月施行)
2014 (平成 26 年)	3	「かながわDV被害者支援プラン」を改定するとともに、名称を「かながわDV防止・被害者支援プラン」に変更
	12	女性センター移転に先立ち、図書館を閉館し、会議室等の施設貸出を停止
2015 (平成 27 年)	3	かながわ女性センター閉館 (3 月 31 日)
	4	江の島から藤沢合同庁舎に移転し、名称を「かながわ男女共同参画センター」(愛称: かなテラス)に変更
		4 課体制から 3 課体制 (管理課、参画推進課、相談課) に組織再編
	6	「かなテラス カレッジ (第 1 期)」開催
	11	「かながわ女性の活躍応援団」を結成
		「かながわりケジョ・エンカレッジプログラム」(現「理工系キャリア支援講座」) 始動
2017 (平成 29 年)	10	
2018 (平成 30 年)	3	「かながわ男女共同参画推進プラン(第 4 次)」策定
2019 (平成 31 年)	3	「かながわDV防止・被害者支援プラン」改定
	3	「男性×家事育児×オープンイノベーション・コンソーシアム」キックオフ
	3	DV 未然防止啓発冊子「幸せな家庭を築く夫婦のコミュニケーション」刊行
2020 (令和 2 年)	3	男性の育休取得促進マニュアル「パパと会社の育休ガイド」刊行
	11	デートDV防止啓発動画「デートDV～恋人間で起きる暴力～」公開
2021 (令和 3 年)	3	男性相談窓口リーフレット「男性にもDV相談窓口があります」刊行
	6	「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」改正 (令和 4 年 4 月段階的施行)
2022 (令和 4 年)	4	改正「女性活躍推進法」全面施行 (事業主行動計画策定義務が 101 人以上に拡大)
	7	「女性活躍推進法」改正 (301 人以上の事業主に男女の賃金の差異の公表義務) (令和 4 年 7 月施行)
	10	改正「育児・介護休業法」施行 (産後パパ育休、育児休業の分割取得開始)

- 2023（令和5年） 3 **「かながわ男女共同参画推進プラン(第5次)」策定**
 企業向け啓発冊子「職場のためのパパの育休ガイド」公表
- 4 改正「育児・介護休業法」施行（1000人超企業に男性育休取得状況等公表義務）
- 5 「男性×家事育児×オープンイノベーション・コンソーシアム」解散
- 7 企業向け啓発冊子「職場のためのパパの育休ガイド」刊行
- 2024（令和6年） 3 **「かながわ女性の活躍応援団」を改組、「D&Iかながわメンバーズ」を発足**
- 3 **「かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画」策定**
- 4 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行
- 4 改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」施行
- 7 県藤沢合同庁舎工事に伴い、資料・交流コーナーは資料の貸出を除いて利用休止、男女共同参画支援室及び託児サービスは県機関による利用を除いて一般利用休止
- 2025（令和7年） 8 資料・交流コーナーの利用再開
- 2026（令和8年） 4 男女共同参画支援室及び託児サービスは一部の支援室を除いて一般利用再開

4 かながわ男女共同参画センターの組織と事業内容

(1) かながわ男女共同参画センターの組織・職員 (令和8年4月1日現在)



《 職員数 》

常勤職員 15 名 臨時的任用職員 2 名 会計年度任用職員 10 名
計 27 名

(2) かながわ男女共同参画センターの事業内容

管 理 課

- ・センターの運営管理
- ・男女共同参画支援室（会議室）の貸出
- ・託児サービスの提供

参 画 推 進 課

- ・男女共同参画実践事業（「D&I かながわメンバーズ」の取組）の実施
- ・男性の家事・育児参画促進事業の実施
- ・経営層向けダイバーシティ推進セミナーの開催
- ・中高生のための3大気づき講座の実施
- ・男女共同参画推進市町村連携事業の実施
- ・女性のための社会参画セミナー「かなテラ スカレッジ」の開催
- ・女性管理職育成セミナーの開催
- ・女性を部下に持つ管理職向けセミナーの開催
- ・女性のためのキャリア形成支援セミナーの開催
- ・男女共同参画社会推進調査研究事業の実施
- ・かながわジェンダーダイバーシティ・データベースの公表
- ・かなテラスレポート、メールマガジン、X（旧Twitter）等による情報発信
- ・男女共同参画推進条例に基づく届出の集計・分析

相 談 課

- ・相談事業（配偶者暴力相談支援センター事業）の実施
- ・DV防止啓発講座の開催
- ・デートDV防止啓発講座の開催
- ・DV防止啓発冊子の発行、配布
- ・DV相談員等の人材育成と関係機関との連携

5 令和8年度 事業体系とかながわ男女共同参画推進プラン（第5次）

かなテラス事業体系		かながわ男女共同参画推進プラン （第5次）における位置付け		
I 人材育成	(1) 女性のための社会参画セミナー 「かなテラス カレッジ」	1-(1)-①		
	(2) 女性管理職育成セミナー	1-(1)-②		
	(3) 女性を部下に持つ管理職向けセミナー	1-(1)-②		
	(4) 女性のためのキャリア形成支援セミナー	1-(2)-①, 2-(1)-①		
	(5) 市町村男女共同参画施策推進者研修・情報交換会	4-(1)-①, 5-(1)		
II 意識啓発・ 行動変革	(1) 男女共同参画実践事業 （「D&Iかながわメンバーズ」の取組）	1-(1)-②, 1-(2)-① 2-(1)-④, 4-(1)-①, 5-(1)		
	(2) 男性の家事・育児参画促進事業	1-(3)-①, 2-(2)-②		
	(3) 経営層向けダイバーシティ推進セミナー	1-(3)-①, 2-(2)-②		
	(4) 女性を部下に持つ管理職向けセミナー(再掲)	1-(1)-②		
	(5) 女性のためのキャリア形成支援セミナー（再掲）	1-(2)-①, 2-(1)-①		
	(6) 中高生のための3大気づき講座	1-(2)-②, 3-(1)-①, 3-(1)-②, 4-(2)-①		
	(7) 男女共同参画推進市町村連携事業	4-(1)-①, 5-(1)		
	(8) 市民活動団体自主企画事業	5-(1)		
	(9) 研修用教材の提供	2-(1)-④, 4-(1)-①, 4-(1)-②		
III 調査研究・ 情報発信	1 調査研究	(1) 男女共同参画社会推進調査研究事業	4-(1)-②	
		(2) 男女共同参画推進条例に基づく届出集計・分析	2-(1)-④, 5-(3)	
		(3) 社会参画状況調査	1-(1)-①, 1-(1)-②	
	2 情報発信	(1) かながわ男女共同参画支援サイトの運営	1-(2)-②, 4-(1)-②	
		(2) かながわジェンダーダイバーシティ・データベース	4-(1)-②	
		(3) かなテラスレポート、メールマガジン、X(旧 Twitter)等による情報発信	4-(1)-②	
		(4) 資料・交流コーナーの運営	4-(1)-②	
		(5) 講演会・セミナー等の配布資料の収集・配架	4-(1)-②	
	IV DV相談・ DV防止の啓発	1 配偶者等からの暴力 被害者への 支援(DV)	(1) 配偶者暴力相談支援センター（相談事業）	3-(1)-①, 3-(1)-②, 3-(2)-④
			(2) 女性問題研修事業	3-(1)-①, 3-(1)-②
(3) DV相談員能力向上研修			3-(1)-①, 3-(1)-②	
(4) 女性への暴力相談等関係機関連絡会の開催			3-(1)-①, 3-(1)-②	
2 DV防止の啓発		(1) DV防止啓発講座	3-(1)-①, 3-(1)-②	
		(2) デートDV防止啓発講座	3-(1)-①, 3-(1)-②, 4-(2)-①	
	(3) 啓発冊子の発行等	3-(1)-①, 3-(1)-②		

〈参考〉

かながわ男女共同参画推進プラン（第5次）体系図

- 1 あらゆる分野における男女共同参画
 - (1) 政策・方針決定過程における女性の参画
 - 1-(1)-① 政治・行政分野における政策・方針決定過程への女性の参画
 - 1-(1)-② 民間における政策・方針決定過程への女性の参画
 - (2) あらゆる分野における女性の活躍促進
 - 1-(2)-① 女性の活躍の推進
 - 1-(2)-② 女性の参画が進んでいない分野への女性の参画支援
 - 1-(2)-③ 農業や商工業分野における女性の参画支援
 - (3) 家庭・地域活動への男性の参画
 - 1-(3)-① 男性の家庭・地域活動への参画促進
 - 1-(3)-② 長時間労働の是正と多様な働き方の促進【再掲】
 - 1-(3)-③ 両立支援のための取組み促進【再掲】
 - 1-(3)-④ 男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成【再掲】
 - 1-(3)-⑤ 男女共同参画の理解を深めるための情報収集・提供【再掲】
 - 1-(3)-⑥ 子ども・若者に向けた男女共同参画意識の醸成【再掲】
- 2 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現
 - (1) 職業生活における活躍支援
 - 2-(1)-① 女性の就業支援
 - 2-(1)-② 育児等の基盤整備【再掲】
 - 2-(1)-③ 介護の基盤整備【再掲】
 - 2-(1)-④ 就業環境の整備
 - (2) 働き方改革と多様なワークスタイルの推進
 - 2-(2)-① 長時間労働の是正と多様な働き方の促進
 - 2-(2)-② 両立支援のための取組み促進
- 3 男女共同参画の面から見た健やかで安全・安心なくらし
 - (1) あらゆる暴力の根絶
 - 3-(1)-① 配偶者等からの暴力防止
 - 3-(1)-② 配偶者等からの暴力被害者への支援
 - 3-(1)-③ 犯罪被害者等に対する支援
 - (2) 困難を抱えた女性等に対する支援
 - 3-(2)-① ひとり親家庭に対する支援
 - 3-(2)-② 高齢女性に対する支援
 - 3-(2)-③ 障がいのある女性に対する支援
 - 3-(2)-④ 外国人女性に対する支援
 - 3-(2)-⑤ 生活困窮者等の自立に向けた支援
 - 3-(2)-⑥ 性的マイノリティ（LGBT等）に対する支援
 - (3) 生涯を通じた健やかで生き生きとしたくらしの支援
 - 3-(3)-① 健康に対する支援
 - 3-(3)-② エイズ・性感染症等に対する支援
 - 3-(3)-③ 県民が生涯にわたり輝き続けることができる「人生100歳時代」に向けた取組み
 - (4) 防災・復興における男女共同参画の推進
 - 3-(4)-① 防災・復興における男女共同参画の推進
- 4 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備
 - (1) 固定的な性別役割分担意識等の解消のための意識改革
 - 4-(1)-① 男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成
 - 4-(1)-② 男女共同参画の理解を深めるための情報収集・提供
 - (2) 子ども・若者に向けた意識啓発
 - 4-(2)-① 子ども・若者に向けた男女共同参画意識の醸成
 - 4-(2)-② 学校現場における基盤整備
 - (3) 育児・介護等の基盤整備
 - 4-(3)-① 育児等の基盤整備
 - 4-(3)-② 介護の基盤整備
- 5 推進体制の整備・強化
 - (1) 多様な主体との協働
 - (2) ジェンダー主流化とジェンダー統計の促進
 - (3) 進行管理

令和8年度 当初予算一覧

(単位：千円)

目名	公会計 事業	事業名	細事業名	細々事業名	R8当初 予算 (A)	R7当初 予算 (B)	差額 (A)-(B)
人権男女共同参画費							
人権男女共同参画費							
人権施策推進事業費							
人権施策推進事業費							
人権啓発事業費 (かなテラス再配当分)					3,533	3,317	216
かながわ男女共同参画センター費							
かながわ男女共同参画センター費							
事業費							
男女共同参画実践事業費							
男女共同参画実践事業費					1,503	2,403	△ 900
人材育成・情報発信事業費					5,870	5,872	△ 2
相談事業費							
相談事業費 (県単事業)					20,973	20,508	465
相談事業費 (国庫対象)					37,421	36,218	1,203
維持運営費							
かながわ男女共同参画センター維持運営費							
かながわ男女共同参画センター維持運営費					17,722	17,820	△ 98
計					87,022	86,138	884

6 令和8年度 主要事業

I 人材育成

(1)	女性のための社会参画セミナー「かなテラス カレッジ」
(2)	女性管理職育成セミナー
(3)	女性を部下に持つ管理職向けセミナー
(4)	女性のためのキャリア形成支援セミナー
(5)	市町村男女共同参画施策推進者研修・情報交換会

(1) 女性のための社会参画セミナー「かなテラス カレッジ」

様々な意思決定の場への女性（議員・審議会委員等、行政・地域・企業等のキーパーソンとして活動する女性）の参画を促進するため、「わたしが決める、わたしたちの未来」をテーマとして、地域や社会の課題を発見し解決するための手法を学ぶセミナーを実施する。

- ・年3回 春期講座5日間、オンライン講座2日間、秋期講座6日間 定員 各30人
- ・フォローアップセミナー&キャリアカウンセリング 年1回開催 1～2日

(2) 女性管理職育成セミナー

女性管理職人材育成のため、係長・主任・サブリーダー相当職の女性を対象に、管理職の役割や心構え、マネジメントスキルなどを学ぶセミナーを実施する。

- ・年2回開催 3日間程度（9月、10月） 定員 各30人

(3) 女性を部下に持つ管理職向けセミナー

女性を部下に持つ管理職を対象に、女性活躍推進等を阻害する「アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）」についてグループワークを交えて学び、部下の力を引き出し能力を発揮してもらうための効果的な働きかけ方を習得するセミナーを実施する。

- ・年1回開催 1日（10月） 定員30人

(4) 女性のためのキャリア形成支援セミナー

総就業年数3～10年程度の女性を対象に、自身のキャリアについて考える機会として、自らが望む形で就業を継続し、キャリアアップに繋げるためのセミナー等を実施する。

- ・セミナー 年1回開催 1日（11月） 定員30人
- ・キャリアカウンセリング 年1回開催 5日間程度（11～12月） 定員30人

(5) 市町村男女共同参画施策推進者研修・情報交換会

男女共同参画についての施策能力の向上等を図る研修を実施するとともに、かなテラスの事業及び各市町村の事業について情報等を共有し、県と市町村並びに市町村相互の連携の強化を図る。

- ・年1回開催 1日（6月）

II 意識啓発・行動変革

(1)	男女共同参画実践事業（「D&I かながわメンバーズ」の取組）
(2)	男性の家事・育児参画促進事業
(3)	経営層向けダイバーシティ推進セミナー
(4)	女性を部下に持つ管理職向けセミナー（再掲）
(5)	女性のためのキャリア形成支援セミナー（再掲）
(6)	中高生のための3大気づき講座
(7)	男女共同参画推進市町村連携事業
(8)	市民活動団体自主企画事業
(9)	研修用教材の提供

(1) 男女共同参画実践事業（「D&I かながわメンバーズ」の取組）

県内企業等の女性活躍推進を始めとするダイバーシティ&インクルージョンを推進し、性別に関わらず、誰もが個性と力を発揮し、あらゆる分野で活躍できる社会の実現を目指す。

○ D&I かながわメンバーズ会員の募集・登録

女性活躍に加えて、ジェンダー平等を始めとするダイバーシティ&インクルージョン推進に向けた様々な取組を行っている、又は、積極的に取り組みたいと考えている企業・団体を募り、D&I かながわメンバーズとして登録する。

・ 随時募集・登録

○ D&I かながわメンバーズ会議

女性活躍推進を始めとするダイバーシティ&インクルージョン推進のための取組について、企業等の実務責任者等が事例発表や意見交換を行い、今後の取組を活性化させていくとともに、県内中小企業等に向けて会議内での参考となる取組の情報発信を行う。

・ 年2回開催

○ 啓発講座

女性活躍やダイバーシティ&インクルージョン推進を目的として、市町村や経済団体等が主催する講演会等へD&I かながわメンバーズ等から講師を派遣し、講演会やパネルディスカッション等を実施する。また、性別に関わらず、自分らしい生き方や働き方を考える機会を提供するため、D&I かながわメンバーズ等から社員を講師として中学校・高校等へ派遣して若年層を対象とした講座を実施する。

○ 保護者と一緒に！子どもミライ教室

進路選択前の児童・生徒（小学校高学年から中学2年生程度）とその保護者を対象に、女子児童・生徒の理工系志望（理工系進学・就労、研究職技術職系進学・就労）を促進・支援することに加えて、保護者のジェンダーに関するアンコンシャス・バイアスを払拭し、児童

・生徒の性別に関わらず、自分らしい生き方や働き方を考える機会を提供するため、講師やD & I かながわメンバーズ等の構成員による講演会等を実施する。

・年1回開催 1日(11月) 定員10組程度

(2) 男性の家事・育児参画促進事業

男性の家事・育児参画に向けた「職場の理解促進と意識改革」を図り、ジェンダー平等や女性活躍の阻害要因となるジェンダーバイアス(性別役割分担意識)を解消するため、男性従業員等を主なターゲットとして、県内事業所等の職場研修へ講師派遣を行う。

・年8回程度

(3) 経営層向けダイバーシティ推進セミナー

男性の家庭参画のための重要ポイントとなる「職場における意識改革・行動変革」を促進するため、企業等の経営層向けに、ダイバーシティや女性活躍の意義及び重要性を伝えるとともに、社員の効率的な働き方を促進する業務改善方法などのセミナーを実施する。

・年1回開催 1日(11月) 定員30人

(4) 女性を部下に持つ管理職向けセミナー(再掲)

女性を部下に持つ管理職を対象に、女性活躍推進等を阻害する「アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)」についてグループワークを交えて学び、部下の力を引き出し能力を発揮してもらうための効果的な働きかけ方を習得するセミナーを実施する。

・年1回開催 1日(10月) 定員30人

(5) 女性のためのキャリア形成支援セミナー(再掲)

総就業年数3~10年程度の女性を対象に、自身のキャリアについて考える機会として、自らが望む形で就業を継続し、キャリアアップに繋げるためのセミナー等を実施する。

・セミナー 年1回開催 1日(11月) 定員30人

・キャリアカウンセリング 年1回開催 5日間程度(11~12月) 定員30人

(6) 中高生のための3大気づき講座

男女共同参画社会の実現のため、誰もが性別に関わらず、自分らしい生き方を選択し、お互いを認め合う対等な人間関係を築く力を育成する若年層(中学生、高校生)向け意識啓発事業として、中学生、高校生に身近なテーマ(メディア、人間関係、進路)を通して、考えるヒントや気づきが得られる3つの出前講座を実施する。

○ ジェンダー平等×メディアリテラシー講座

人権の尊重及び固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、メディアが発信する情報を男女共同参画の観点から読み解き、主体的に評価する能力の向上を図るための講座を実施する。

・年10回程度

- デートDV防止啓発講座
デートDVの予防・啓発に取り組むNPOと連携し、参加しながら学ぶことのできるデートDV防止啓発講座を実施する。
 - ・年 15 回程度

 - ジェンダー平等×ミライガイダンス
性別に関わらず、自分らしい生き方や働き方を考える機会を提供するとともに、女子生徒の理工系志望（理工系進学・就労、研究職技術職系進学・就労）を促進・支援するため、D&Iかながわメンバーズ会員企業・団体等とNPO法人日本女性技術者科学者ネットワークから、講師を中学校・高校等へ派遣して若年層を対象とした講座を実施する。
 - ・年 5 回程度
- (7) 男女共同参画推進市町村連携事業
地域における男女共同参画社会の実現に向けて、地域の実情に応じた講座等を市町村と連携して実施し、男女共同参画の推進を図る。
 - ・市町村の計画に基づき、連携して実施
- (8) 市民活動団体自主企画事業（共催・後援事業）
様々な分野で先進的かつ柔軟な活動をしているNPO等の主体性を尊重しながら、NPO等が主催する男女共同参画社会の実現に寄与する事業について、共催・後援することにより、その活動を支援する。
 - ・随時
- (9) 研修用教材の提供
市町村や企業等において、男女共同参画についての理解を深め、男女共同参画に向けた取組を推進することを目的とした研修に使用できる教材を提供する。
 - ・テーマ ア 男女共同参画（一般向け）
イ 職場における男女共同参画
ウ アンコンシャス・バイアス～男女共同参画の視点から～
エ パートナーへの暴力防止

Ⅲ 調査研究・情報発信

1 調査研究

(1)	男女共同参画社会推進調査研究事業
(2)	男女共同参画推進条例に基づく届出集計・分析
(3)	社会参画状況調査

(1) 男女共同参画社会推進調査研究事業

男女共同参画の推進を図るため、かなテラスや関係部局、市町村等の施策や事業に具体的に反映ができる調査・研究や、女性を取り巻く課題解決に向けた調査・研究を行う。

(2) 男女共同参画推進条例に基づく届出集計・分析

事業所における男女共同参画がより一層推進されるよう、男女共同参画推進条例により、常時使用する従業員数 300 人以上の事業所ごとに男女共同参画の進捗状況の届出を受け、その結果を集計、分析する。

・届出時期 10月1日を基準日として11月30日までに提出

(3) 社会参画状況調査

かなテラスで実施した、女性のための社会参画セミナー「かなテラス カレッジ」の受講者を対象に、事業の効果及び受講者の社会参画状況を把握し、今後の事業企画に役立てる。

・基準日 12月1日

2 情報発信

(1)	かながわ男女共同参画支援サイトの運営
(2)	かながわジェンダーダイバーシティ・データベース
(3)	かなテラスレポート、メールマガジン、X（旧 Twitter）等による情報発信
(4)	資料・交流コーナーの運営
(5)	講演会・セミナー等の配布資料の収集・配架

(1) かながわ男女共同参画支援サイトの運営

女性の能力発揮（エンパワーメント）に向けた取組の一環として、チャレンジしたい女性を応援するための情報や、様々な分野で積極的に活動している女性人材の情報、団体・グループ情報をホームページ上で提供する。

○ かながわの女性応援サイト

様々な分野で能力を発揮したい女性を情報の面から応援するサイト。チャレンジしたい女性を応援するための事業、関連情報を提供している神奈川県内の機関等を掲載する。

○ 女性人材情報等サイト

審議会委員候補者や生涯学習指導者等の人材情報を提供するサイト。本県や国などの人材データベース等を掲載する。

(2) かながわジェンダーダイバーシティ・データベース

統計の面から、本県の男女共同参画の状況を把握できるよう、社会的意義の高い統計・調査データ項目を中心とした各種統計データをホームページ上で提供する。

(3) かなテラスレポート、メールマガジン、X（旧 Twitter）等による情報発信

○ 「かなテラスレポート」の発行

男女共同参画についての情報や、かなテラスの事業等を掲載した「かなテラスレポート」を作成し、ホームページ上で発信する。

○ メールマガジン「かなテラス通信」の発行

メールマガジンを随時発行し、男女共同参画についての情報を迅速に配信する。

○ X（旧 Twitter）による情報発信（共生推進本部室のXでの情報発信）

イベントなどの最新情報を随時発信する。

○ その他ホームページによる情報発信

ホームページにより、かなテラスの講座など事業・施設の案内や、男女共同参画に関する各種情報提供を行う。

(4) 資料・交流コーナーの運営

男女共同参画に関する行政資料等を収集・整理し、県民等の利用に供するとともに、図書館情報システムを運用し、県内公共図書館等との連携を図って図書館資料検索・図書貸出サービスを行う。

- ・貸出サービスの実施
- ・ホームページによる資料・交流コーナー情報の発信
- ・セミナー事業と連携した関連図書の展示

(5) 講演会・セミナー等の配布資料の収集・配架

かなテラスが主催・共催・後援する講演会・セミナー等の配布資料を収集し、資料・交流コーナーへの配架及びホームページでの公開により情報を発信する。

IV DV相談・DV防止の啓発

1 配偶者等からの暴力（DV）被害者への支援

(1)	配偶者暴力相談支援センター（相談事業）
(2)	女性問題研修事業
(3)	DV相談員能力向上研修
(4)	女性への暴力相談等関係機関連絡会の開催

(1) 配偶者暴力相談支援センター

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年4月制定）に基づく「配偶者暴力相談支援センター」として、DV被害者に対する相談や情報提供、医学的又は心理学的な援助、保護命令に関する裁判所から求められた書面の作成等により、DV被害者の自立を支援する。

[相談事業]

配偶者や恋人間の身体的暴力や精神的暴力等に悩む方のため、職員等が対応する相談と弁護士等の専門家が対応する相談との連携による相談を実施する。

- 女性のためのDV相談窓口として、女性相談支援員による相談、「女性への暴力相談 週末ホットライン」、「多言語による相談」（英語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、中国語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、ベンガル語、ミャンマー語、クメール語、ロシア語）を実施する。
- 必要に応じて、弁護士による「法律相談」、精神科医による「精神保健相談」及び心理カウンセラーによる「メンタルケア」を行う。
- 男性のためのDV相談については、「被害者の方の相談」、「DVに悩む方の相談」、必要に応じて弁護士による「法律相談」、精神科医による「精神保健相談」を実施する。

(2) 女性問題研修事業

かながわ男女共同参画センター、県内市町村相談員等の資質向上を図るため、研修を実施する。

- ・回数 年4回
- ・対象 かながわ男女共同参画センター相談員、県内市町村相談員等

(3) DV相談員能力向上研修

DV相談員の能力向上のため、外部の専門家をスーパーバイザーとして招き、助言・指導を受けながら事例検討会を定期的実施する。

(4) 女性への暴力相談等関係機関連絡会の開催

女性への暴力問題に取り組んでいる県内の関係機関が連携して、被害者の相談、心のケアへの支援を行うことを目的に連絡会を開催する。

- ・回数 年3回
- ・構成機関 国・県・市20機関

2 DV防止の啓発

(1)	DV防止啓発講座
(2)	デートDV防止啓発講座（再掲）
(3)	啓発冊子の発行等

(1) DV防止啓発講座

DVについて、当事者だけではなく周囲の方々の理解を深め、対応のために行動を起こすことができるよう、DV防止について普及・啓発する講座を実施する。

併せて潜在的なDV被害を掘り起こし、個別の相談につなぐことでDVを減少に導く。

- ・回数 年4回

(2) デートDV防止啓発講座（再掲）

デートDVの予防・啓発に取り組むNPOと連携し、参加しながら学ぶことのできるデートDV防止啓発講座を実施する。

- ・回数 年15回程度
- ・対象 中学生、高校生等

(3) 啓発冊子の発行等

- 女性向けDV防止啓発冊子「ドメスティック・バイオレンスに悩む女性たちへ」の作成
暴力から逃げ出せない恐ろしさ、被害者やその子どもへの影響など、ドメスティック・バイオレンスの実態をわかりやすく説明したうえで、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の概要や、県内の相談窓口などを掲載する。

- ・配布先 県内市町村、警察署等

- 男性向けDV防止啓発冊子「男性にもDV相談窓口があります」の作成
DVは身体的暴力だけではないことを認識してもらうとともに、被害者やその子どもへの影響など、ドメスティック・バイオレンスの実態をわかりやすく説明したうえで、男性がDVの被害及び加害に気づくきっかけを作り、相談できる窓口があることを周知する。

- ・配布先 県内市町村、警察署等

- 高校生を対象としたデートDV（交際相手からの暴力）防止啓発冊子「ちょーカンタンデートDVの基礎知識」の作成

若年層の恋人間で起こる暴力（デートDV）を未然に防止するための、高校生向けデートDV防止啓発冊子を作成し、相談窓口も紹介する。

- ・配布先 県内高等学校等

- デートDV防止啓発動画の公開

啓発冊子の内容を基に、令和2年度に作成したデートDV防止啓発動画を引き続き公開し、デートDVで起こりがちなケースを示し、未然防止を図るとともに、デートDV被害にあった際に相談できる窓口を紹介する。

- 中学生向けデートDV啓発資料「Bemyself」の作成
 - 「自分を大切にすること、相手を思いやることの大切さ」を啓発することにより、DVを未然に防止するための啓発資料を作成する。
 - ・配布先 県内中学校等

7 令和7年度 主要事業及び事業実施状況

I 人材育成

(1)	女性のための社会参画セミナー「かなテラス カレッジ」
(2)	女性管理職育成セミナー
(3)	女性を部下に持つ管理職向けセミナー
(4)	女性のためのキャリア形成支援セミナー
(5)	市町村男女共同参画施策推進者研修・情報交換会

(1) 女性のための社会参画セミナー「かなテラス カレッジ」

様々な意思決定の場への女性（議員・審議会委員等、行政・地域・企業等のキーパーソンとして活動する女性）の参画を促進するため、「女性の参画（決める、行動する）が社会を変える」をテーマとして、地域や社会の課題を発見し解決するための手法を学ぶセミナーを実施した。

- ・年3回 春期講座5日間、オンライン講座2日間、秋期講座5日間 定員 各30人
- ・年1回 フォローアップセミナー&キャリアカウンセリング 3日間

・春期講座 会場：かなテラス

回	開催日	内 容	講 師
1	5月31日 (土)	コミュニケーション・表現力養成講座 ー自己紹介を通じてもっと自分を表現しようー	ヴォイスアドバイザー・ フリーアナウンサー 山口 容子氏
2	6月7日 (土)	誰一人取り残さない男女共同参画社会 ーD, E & Iの視点からー	(独) 国立女性教育会館 理事長 萩原 なつ子氏
3	6月14日 (土)	交渉学とトランジション・マネジメント ー身近な問題から社会問題の解決まで広く 役立つ技術を学ぶー	明治大学専門職大学院 ガバナンス研究科 専任教授 松浦 正浩氏
4	7月5日 (土)	論理的に考え、正しく伝える力を身につける ーディベート（議論する）カー	ThinkHard 代表 日本ディベート協会 副理事長 瀬能 和彦氏
5	7月19日 (土)	システム思考入門 ー物事のつながりを見 抜く考え方を身につけるー	(有) イーズ 講師 中小路 佳代子氏
参加者		24人（全日程参加者20人、各日参加4人）	

・オンライン講座 Zoom

回	開催日	内 容	講 師
1	8月23日 (土)	会話で活きる！傾聴講座 ー毎日使えるコミュニケーションスキルを身につけようー	傾聴を広める団体 アクティ ヴリッスン 代表 公認心理師 澤村 直樹氏
2	8月30日 (土)	女性特有の健康課題を考える ー心と身体を労わり自分らしく過ごすヒントー	よしかた産婦人科 医師 上原 萌美氏
参加者		26人(全日程参加者)	

・秋期講座 会場：Fプレイス（藤沢市藤沢市民センター・労働会館等複合施設）9/20、27、10/11
藤沢商工会館ミナパーク 10/18、25

回	開催日	内 容	講 師
1	9月20日 (土)	支え合いの地域社会をどうつくるか ー老若男女の「共同参画」へー	中央大学 法学部 教授 宮本 太郎氏
2	9月27日 (土)	社会課題の探索とその解決策のデザイン ー政策提言・事業案策定ワークショップー	横浜国立大学大学院 国際社会科学研究院 准教授 小林 誉明氏
3	10月11日 (土)	想いをカタチにする力 ー認定 NPO法人(子育て支援)の活動事例からー	認定NPO法人あっとほーむ 代表 小栗 ショウコ氏
4	10月18日 (土)	あなたの中のリーダーシップを育てる ー思い込みを解消し、あなたのリーダーシップを見つけようー	昭和女子大学 人間社会学部 准教授 本多 ハワード 素子氏
5	10月25日 (土)	プレゼンテーション・発信力養成講座 ー声と言葉の力をもっと磨いて“次の一歩”に活かそうー	ヴォイスアドバイザー・ フリーアナウンサー 山口 容子氏
参加者		20人(全日程参加者19人、各日参加1人)	

・フォローアップ講座（受講生交流会） 会場：Fプレイス（藤沢市藤沢市民センター・労働会館等複合施設）

開催日	内 容	参加者(人)
1月31日 (土)	セミナー受講後の活動報告や情報交換等	23

・キャリアカウンセリング 会場：かなテラス

開催日	相談内容	講師	参加者(人)
2月14日 (土)	社会参画に関する事で ・自分の強み・経験・能力の棚卸しと適性のある分野 ・価値観や制約条件等を踏まえて今後の方向性の検討 等	(株) ソラーレ 代表 東 浩司氏	9
2月21日 (土)			

(2) 女性管理職育成セミナー

女性管理職人材育成のため、係長・主任・サブリーダー相当職の女性を対象に、管理職の役割や心構え、マネジメントスキルなどを学ぶセミナーを実施した。

・年2回 各日程とも3日間 定員 各30人程度

・開催方法 1・3日目：会場（かながわ県民センター）、2日目：オンライン（Zoom）

開催日	テーマ（内容）	講師	参加者(人)
【A】9月12日（金） 【B】10月8日（水）	変化の時代に、自分らしさを見つける	(株) キャリアクリエイション 代表取締役 三輪 英子氏	【A】25 【B】30
【A】9月19日（金） 【B】10月22日（水）	組織における課題に向き合う		
【A】9月26日（金） 【B】10月29日（水）	信頼を育てる関わり方		

(3) 女性を部下に持つ管理職向けセミナー

女性を部下に持つ管理職を対象に、女性活躍推進等を阻害する「アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）」についてグループワークやケーススタディを交えて学び、部下の個性や事情（育児・介護）に応じた効果的な働きかけ方を学ぶセミナーを実施した。

・年1回 1日 定員30人程度

・開催方法 オンライン（Zoom）

開催日	テーマ（内容）	講師	参加者(人)
10月2日（木）	違いを認め合い、ダイバーシティ・マネジメントの取組を進めよう	(株) Woomax Founder（ファウンダー） 竹之内 幸子氏	29

(4) 女性のためのキャリア形成支援セミナー

総就業年数3～10年程度の女性を対象に、自身のキャリアについて考える機会として、自らが望む形で就業を継続し、キャリアアップに繋げるためのセミナー等を実施した。

・セミナー 年1回 1日 定員30人程度 会場：かながわ県民センター

・キャリアカウンセリング 年1回 3日間 定員30人程度 会場(同上)又はオンライン（Zoom）

開催日	テーマ (内容)	講師	参加者(人)
11月14日(金)	自分らしさを知り、未来のありたい姿を描く「私らしいキャリアデザインセミナー」	(株)キャリア・ブリッジ 代表取締役 片岡 裕子氏	10
11月18日(火) 11月20日(木) 11月28日(金)	キャリアカウンセリング (個別面談)	同上	7

(5) 市町村男女共同参画施策推進者研修・情報交換会

男女共同参画についての施策能力の向上等を図る研修を実施するとともに、かなテラスの事業及び各市町村の事業について情報等を共有し、県と市町村並びに市町村相互の連携の強化を図った。

・年1回 1日

・開催方法 オンライン (Zoom)

開催日	研修テーマ (内容)	講師	参加者(人)
6月20日(金)	「アンコンシャス・バイアス～広報・施策づくりにどう活かす?～」(講演及びグループワーク)	(一社)GENCOURAGE 代表理事 櫻井 彩乃氏	24

※情報交換会として、かなテラス・市町村(一部)より実施事業について説明

Ⅱ 意識啓発・行動変革

(1)	男女共同参画実践事業（「D&I かながわメンバーズ」の取組）
(2)	男性の家事・育児参画促進事業
(3)	経営層向けダイバーシティ推進セミナー
(4)	女性を部下に持つ管理職向けセミナー（再掲）
(5)	女性のためのキャリア形成支援セミナー（再掲）
(6)	中高生のための3大気づき講座
(7)	男女共同参画推進市町村連携事業
(8)	市民活動団体自主企画事業
(9)	研修用教材の提供

(1) 男女共同参画実践事業（「D&I かながわメンバーズ」の取組）

県内企業等の女性活躍推進を始めとするダイバーシティ&インクルージョンを推進し、性別に関わらず、すべての人が働きやすくなるよう、一緒に取組を進めていただけるメンバー（企業・団体）の募集や、企業等の実務責任者等が事例発表や意見交換等を行うD&I かながわメンバーズ会議のほか、啓発講座への講師派遣、子どもミライ教室、WEBサイトでの情報提供などの取組を行った。

○ D&I かながわメンバーズ会員の募集

女性活躍に加えて、ジェンダー平等を始めとするダイバーシティ&インクルージョン推進に向けた様々な取組を行っている、又は、積極的に取り組みたいと考えている企業・団体を募り、新たに19件のメンバーズ会員の登録を行った。

<登録状況>

71 企業・団体（令和7年4月1日時点）

90 企業・団体（令和8年3月31日現在）

○ D&I かながわメンバーズ会議の開催

[第1回]

・開催日：令和7年10月31日（金）

・開催方法：オンライン開催（Zoom）

・出席者：D&I かながわメンバーズ登録企業・団体の実務責任者等

27 企業・団体（40人）

・内 容：講義、事例発表、グループディスカッション

<講義テーマ>

仕事と介護の両立支援～三次元アプローチの実装ロードマップ～

講師 田畑 啓史氏（社会保険労務士、一般社団法人日本顧問弁護士協会顧問、eni-labo

社会保険労務士事務所代表）

<事例発表テーマ>

当社の介護と仕事の両立支援について

発表者 株式会社ツクイ

＜グループディスカッションテーマ＞

仕事と介護の両立支援についての自社の現状と取組、課題

[第2回]

・開催日：令和8年2月27日（金）

・場 所：三共横浜ビル会議室

・出席者：D&Iかながわメンバーズ登録企業・団体の実務責任者等
18企業・団体（23人）

・内 容：イントロダクション、事例発表、グループディスカッション

＜イントロダクション＞

進行・ファシリテーター 片岡 裕子氏（株式会社キャリア・ブリッジ代表取締役）

＜事例発表テーマ＞

女性従業員の就業継続（離職防止）に関する取組事例について

発表者 株式会社C I J

＜グループディスカッションテーマ＞

①女性従業員の就業継続（離職防止）の取組に関する自社の現状・課題、今後の方向性

②上司と部下のコミュニケーション向上に関する取組・課題

○ 啓発講座等の開催

女性活躍やダイバーシティ&インクルージョン推進を目的として、中学校・高校等が主催する講座や講演会等へ、D&Iかながわメンバーズ登録企業等から講師を派遣した。

実施日	主催	講演会等の名称	講師	実績 (人)
5月14日 (水)	県立追浜高等学校	ジェンダー平等× ミライガイダンス	神奈川新聞社 横須賀支社 横須賀支局 矢部 真太氏	555
			(NPO 法人 JNWES より派遣) 富士フイルムビジネスイノベーション(株) ビジネスソリューション事業本部 SOL 基 盤開発グループ 中里 理恵氏	
7月10日 (木)	大和市立つきみ 野中学校	ジェンダー平等× ミライガイダンス	北里大学 医療衛生学部 准教授 酒井 利奈氏	320
			(NPO 法人 JNWES より派遣) (株)アーバンデザインコンサルタント 設計部 部長 宮地 奈保子氏	
3月18日 (水)	横浜市立横浜サイ エンスフロンテ ィア高等学校	ジェンダー平等× ミライガイダンス	富士通(株) 富士通研究所 コンバー ジングテクノロジー研究所 研究員 岩崎 翔氏	470

実施日	主催	講演会等の名称	講師	実績 (人)
3月18日 (水)	横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校	ジェンダー平等×ミライガイダンス	(NPO法人JNWESより派遣) N T T (株) 人間情報研究所 思考処理研究プロジェクト 庵 愛氏	
啓発講座等 計3回				1,345

※JNWES・・・特定非営利活動法人日本女性技術者科学者ネットワーク

○ 保護者と一緒に！子どもミライ教室

進路選択前の児童・生徒（小学4年生から中学2年生）とその保護者を対象に、女子児童・生徒の理工系志望（理工系進学・就労、研究職技術職系進学・就労）を促進・支援することに加えて、保護者のジェンダーに関するアンコンシャス・バイアスを払拭し、児童・生徒の性別に関わらず、自分らしい生き方や働き方を考える機会を提供するため、講師やD&Iかながわメンバーズ登録団体による講演会等を実施した。

- ・開催日：令和8年3月14日（土）
- ・会場：横浜国立大学 理工学部講義棟A 101、104 教室
- ・参加者：33名（保護者16名、対象児童・生徒17名）
- ・内容：香水作り実験（児童・生徒、保護者）

横浜国立大学教授による進路講演会（保護者向け）

<テーマ>性別にとらわれない進路選び

講師 為近 恵美氏

（横浜国立大学 地域連携推進機構 成長戦略教育研究センター教授）

進路に関するお話し会（児童・生徒向け）

講師 学生サイエンスコミュニティ CurioSeeds（キュリオシーズ）

(2) 男性の家事・育児参画促進事業

企業・団体等の男性従業員を主なターゲットとして、県内事業所等の職場研修へ、ジェンダーギャップ解消や男性の育児参画を目的に活動するNPO法人から講師を派遣し、ジェンダーバイアス（性別役割分担意識）の解消、男性の家事・育児参画に向けた職場の理解促進・意識改革を図る事業を実施した。

実施日	企業・団体（実施方法）	講師	参加者(人)
9月17日(水)	パーソルコミュニケーションサービス(株) (ハイブリッドZoom)	NPO法人ファザーリング・ジャパン 池田 浩久氏	107
9月18日(木)	(株) ミクニ小田原事業所 (ハイブリッドTeams)	NPO法人ファザーリング・ジャパン 池田 浩久氏	9
9月29日(月)	京浜急行電鉄(株) (対面)	NPO法人ジェンダーイコール 室田 美鈴氏	22

実施日	企業・団体（実施方法）	講師	参加者(人)
10月8日(水)	(株) アイネット (オンライン Zoom)	NPO法人ファザーリング・ ジャパン 池田 浩久氏	8
10月24日(金)	モランボン (株) 神奈川工場 (対面)	NPO法人ジェンダーイコー ル 室田 美鈴氏	22
11月13日(木)	(独) 都市再生機構 (オンライン Teams)	NPO法人ファザーリング・ ジャパン 池田 浩久氏	35
11月28日(金)	京セラ (株) 横浜事業所 (対面)	NPO法人ジェンダーイコー ル 室田 美鈴氏	28
1月22日(木)	(株) AOKIホールディングス (ハイブリッド Teams)	NPO法人ジェンダーイコー ル 室田 美鈴氏	28
計8回			259

(3) 経営層向けダイバーシティ推進セミナー

男性の家庭参画の重要ポイントとなる「職場における意識改革・行動変革」を促進するため、企業等の経営層向けにダイバーシティや女性活躍の意義及び重要性を伝えるとともに、効率的な働き方を促進する業務改善方法などのセミナーを実施した。

- ・セミナー 年1回 1日 定員30人程度 オンライン (Zoom)
- ・個別相談 年1回 定員4社 同上

開催日	テーマ (内容)	講師	参加者(人)
10月16日(木)	従業員のくらしをサポート 男性育休で職場をブラッシュア ップ!	セントワークス (株) 一之瀬 幸生氏	11

※個別相談は希望者なしのため不実施

(4) 女性を部下に持つ管理職向けセミナー (再掲)

女性を部下に持つ管理職を対象に、女性活躍推進等を阻害する「アンコンシャス・バイアス (無意識の思い込み)」についてグループワークやケーススタディを交えて学び、部下の個性や事情(育児・介護)に応じた効果的な働きかけ方を学ぶセミナーを実施した。

- ・年1回 1日 1日 定員30人程度
- ・開催方法 オンライン (Zoom)

開催日	テーマ (内容)	講師	参加者(人)
10月2日(木)	違いを認め合い、ダイバーシティ・マネジメントの取組を進めよう	(株) Woomax Founder (ファウンダー) 竹之内 幸子氏	29

(5) 女性のためのキャリア形成支援セミナー (再掲)

総就業年数3～10年程度の女性を対象に、自身のキャリアについて考える機会として、自らが望む形で就業を継続し、キャリアアップに繋げるためのセミナー等を実施した。

・セミナー 年1回 1日 定員30人程度 会場：かながわ県民センター

・キャリアカウンセリング 年1回 3日間 定員30人程度 会場(同上)又はオンライン(Zoom)

開催日	テーマ (内容)	講師	参加者(人)
11月14日(金)	自分らしさを知り、未来のありたい姿を描く「私らしいキャリアデザインセミナー」	(株) キャリア・ブリッジ 代表取締役 片岡 裕子氏	10
11月18日(火) 11月20日(木) 11月28日(金)	キャリアカウンセリング (個別面談)	同上	7

(6) 中高生のための3大気づき講座

中学生、高校生に身近なテーマ(メディア、人間関係、進路)を通して、考えるヒントや気づきが得られる3つの出前講座を実施した。

(令和6年度からは、男女共同参画・メディアリテラシー講座を「ジェンダー平等×メディアリテラシー講座」、理工系キャリア支援講座を「ジェンダー平等×ミライガイダンス」として講座名等を変更して実施。)

○ ジェンダー平等×メディアリテラシー講座

人権の尊重及び固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、メディアが発信する情報を男女共同参画の観点から読み解き、主体的に評価する能力の向上を図る講座を実施した。

開催日	会場	講師	参加者(人)
5月23日(金)	大西学園中学校・高等学校	メディア総合研究所 所長 谷岡 理香氏	120
6月9日(月)	小田原市立城南中学校	メディア総合研究所 所長 谷岡 理香氏	48
7月7日(月)	横浜市立南希望が丘中学校	メディア総合研究所 所長 谷岡 理香氏	460
7月14日(月)	大和市立つきみ野中学校	メディア総合研究所 所長 谷岡 理香氏	350
9月3日(水)	県立瀬谷支援学校大和東分教室	文京学院大学 人間学部 准教授 登丸 あすか氏	36

開催日	会 場	講 師	参加者(人)
9月12日(金)	県立中原支援学校住吉分教室	文京学院大学 人間学部 准教授 登丸 あすか氏	35
9月24日(水)	県立川崎高等学校	フェリス女学院大学 グローバル 教養学部 准教授 関口 洋平氏	234
12月2日(火)	県立相模原中等教育学校	明治大学 情報コミュニケーション学部 特任講師 竹崎 一真氏	480
12月11日(木)	県立瀬谷支援学校大和南分教室	文京学院大学 人間学部 准教授 登丸 あすか氏	24
12月18日(木)	横浜市立境木中学校	フェリス女学院大学 グローバル 教養学部 准教授 関口 洋平氏	400
3月11日(水)	県立厚木清南高等学校	メディア総合研究所 所長 谷岡 理香氏	400
計 11 回			2,587

○ デートDV防止啓発講座

デートDVの予防・啓発の取組を実践しているNPOと連携を図り、どこにでもありそうな恋人同士の会話等を題材とし、参加しながら学べる講座を実施した。

開催日	会 場	講 師	参加者(人)
5月14日(水)	茅ヶ崎市立梅田中学校	認定NPO法人エンパワメントかながわ	110
6月6日(金)	自然学園高等学校相模原キャンパス	同上	35
7月14日(月)	県立伊勢原高等学校(定時制)	同上	41
7月18日(金)	県立永谷高等学校	同上	33
8月28日(木)	県立神奈川総合産業高等学校(定時制)	同上	20
12月1日(月)	綾瀬市立綾瀬中学校	同上	155
12月15日(月)	大和市立つきみ野中学校	同上	291
2月6日(金)	平塚市立山城中学校	同上	222
2月19日(木)	横浜市立蒔田中学校	同上	100
3月19日(木)	平塚市立金目中学校	同上	154
計 10 回			1,161

○ ジェンダー平等×ミライガイダンス

女性技術者・研究者や男性の育休取得経験者など、今までロールモデルの少なかった「自分らしい生き方や働き方」をしている講師を学校等に派遣し、性別に関わらず、自分らしい生き方や働き方を考える機会を提供するとともに、女子生徒の理工系志望（理工系進学・就労、研究職技術職系進学・就労）を促進・支援する出前講座を実施した。講師はD&Iかながわメンバーズ会員企業・団体等とNPO法人日本女性技術者科学者ネットワーク（JNWES）から派遣した。参加者には男子生徒も含む。

開催日	会場	講師	参加者 (人)
5月14日(水)	県立追浜高等学校	神奈川新聞社 横須賀支社 横須賀支局 矢部 真太氏	555
		(NPO 法人 JNWES より派遣) 富士フイルムビジネスイノベーション(株)ビ ジネスソリューション事業本部 SOL 基盤 開発グループ 中里 理恵氏	
7月10日(木)	大和市立つきみ野中学校	北里大学 医療衛生学部 准教授 酒井 利奈氏	320
		(NPO 法人 JNWES より派遣) (株)アーバンデザインコンサルタント 設計部 部長 宮地 奈保子氏	
3月18日(水)	横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校	富士通(株) 富士通研究所 コンバー ジングテクノロジー研究所 研究員 岩崎 翔氏	470
		(NPO 法人 JNWES より派遣) N T T(株) 人間情報研究所 思考処理 研究プロジェクト 庵 愛氏	
計3回			1,345

※男女共同参画実践事業啓発講座の一環として実施

(7) 男女共同参画推進市町村連携事業

地域における男女共同参画社会の実現に向けて、地域の実情に応じた事業を市町村と連携して実施し、男女共同参画の推進を図った。

・市町村の計画に基づき、18事業を実施した。(6月～3月)

うち2事業については、2市及び2町の連携による実施。

開催日・主催	テーマ(内容)	講師	参加状況
6月14日(土) 海老名市 (集合形式)	自分らしく、仕事と生活を 両立して、笑顔になるため の3つの実践ポイント	S Jキャリア研究所代表、 1級キャリアコンサルティ ング技能士 佐藤 美礼氏	20人

開催日・主催	テーマ (内容)	講師	参加状況
6月25日(水) 横須賀市 (集合形式)	ジェンダー視点から考える防災セミナー	インクルラボ代表、防災士 高橋 聖子氏	74人
6月28日(土) 座間市 (集合形式)	男女共同参画社会の理想と現実	アナウンサー 茅原 ますみ氏	49人
7月19日(土) 伊勢原市 (集合形式)	絵本の読み聞かせからワーク・ライフ・バランスを考えよう	(一社) マタニティ期から絵本読みきかせ推進協会 横田 敬一氏	14人
8月20日(水) 愛川町 (集合形式)	防災とジェンダー～男女共同参画の視点から地域防災活動について考える～	減災と男女共同参画 研修推進センター共同代表、早稲田大学地域社会と危機管理研究所招聘研究員 浅野 幸子氏	34人
10月4日(土) ①午前 ②午後 厚木市・秦野市 (集合形式)	女性 happy ビジネススキルアップ講座	①(株) メタモルフォー代表取締役 久保 彩氏 ②M's career (エムズキャリア) 代表 森 麻紀氏	22人
10月31日(金) 箱根町 (集合形式)	避難生活で命と健康、本当に守れますか?～被災地の実情から学ぼう!女性・高齢者・障がい者・子どもなどの視点から～	減災と男女共同参画 研修推進センター共同代表、早稲田大学地域社会と危機管理研究所招聘研究員 浅野 幸子氏	43人
11月1日(土) 大磯町 (集合形式)	地域社会における女性の活躍と課題～協働と参画で築く未来～	NPO 法人湘南 NPO サポートセンター理事長 坂田 美保子氏	20人
12月7日(日) 逗子市 (集合形式)	仕事や家庭で役立つコミュニケーション講座～女性も男性も活躍できる社会にむけて～	E-ComWorks (株) 代表取締役 山本 衣奈子氏	24人
12月16日(火) 南足柄市 (集合形式)	思い込みの壁をとび越えて自由な心になろう!～ジェンダー平等の実現に向けて～	日本メンタルヘルス協会 心理カウンセラー 丸山 弥生氏	53人
1月7日(水)～ 2月4日(水) 平塚市 (オンライン形式)	ワーク・ライフ・バランスをデジタル技術で実現 今日からできる!デジタル技術を活用した業務効率化	テイクストーンズコンサルティング(同)、業務デザイン・ラボ代表社員 武石 ゆかり氏	視聴回数 474回
1月25日(日) 真鶴町・湯河原町 (ハイブリッド形式)	仕事と介護、どちらもあきらめないために～両立のための知識と備え～	セントワークス(株) ワーク・ライフバランスコンサルタント 一之瀬 幸生氏	対面 27人 オンライン 5人

開催日・主催	テーマ (内容)	講師	参加状況
2月7日(土) 大井町 (集合形式)	「伝える」から「伝わる」 へ～言いたいことをきちんと 伝える言葉の整理術～	E-ComWorks (株) 代表取締役 山本 衣奈子氏	47人
2月12日(木) 三浦市 (集合形式)	ちょっと待って！時代遅れ かも？そのアウトプット～ ハラスメントのない職場環 境を作るコツ～	社会保険労務士 三浦フラワー社会保険労務 士事務所代表 藤平 多花子氏	12人
2月13日(金)～ 2月26日(木) 寒川町 (オンライン形式)	「主夫が長期入院して気が 付いた！家族が家事に向か うコツ」～みんなで支えあ い、楽しく働き続ける社会 へ～	家事ジャーナリスト スー パー主夫 社会福祉士 佛敎大学非常勤講師 山田 亮氏	オンライン 87人
2月20日(金) 小田原市 (オンライン形式)	「逆風こそ機会」～LGBTQ+ の権利と DEI が社会にも企 業にも不可欠である理由～	SDG パートナーズ (有) 代表取締役 CEO 田瀬 和夫氏	59人
2月26日(木) 葉山町 (集合形式)	困難を抱える女性への支援 を考える	(公社) アマヤドリ代表 菊池 操氏	18人
3月7日(土) 二宮町 (集合形式)	こどもジェンダー～あなた だけのものを大切にしよう ～	助産師、性教育 YouTuber、 NPO 法人コハグ代表理事 大貫 詩織氏	51人
計 18 事業 参加者計 659 人・動画等視聴回数 474 回			

(8) 市民活動団体自主企画事業 (共催・後援事業)

様々な分野で先進的かつ柔軟な活動をしているNPO等の主体性を尊重しながら、NPO等が主催する男女共同社会の実現に寄与する事業について、共催・後援することにより、その活動を支援した。

開催日・主催	テーマ (内容)	団体名	承認 名義	参加者 (人)
6月14日(土) 海老名市 (※)	自分らしく、仕事と生活を両 立して、笑顔になるための3 つの実践ポイント	NPO 日本キャリア・コンサル タント協会	共催	20

※市町村連携事業のうちNPO等との協働による事業

○ その他の共催・後援事業

「市民活動団体自主企画事業」及び「男女共同参画推進市町村連携事業」以外の男女共同参画社会実現に寄与する事業について共催・後援することにより、その活動を支援した。

開催日・主催	テーマ (内容)	承認 名義	参加者 (人)
11月12日(水) 藤沢市	令和7年度 藤沢市ジェンダー平等・男女共同参画講演会 「ジェンダー平等を考えよう」 ～地域社会・職場で誰もが自分らしく生きるために～	共催	135
3月10日(火) (株)An-Nahal	国際女性デーイベント 「International Women's Day Leadership Forum 2026」 —Give to Gain: 異なる視点が交わる“未来の経営”を考える—	後援	165

(9) 研修用教材の提供

市町村や企業、学校等において、男女共同参画についての理解を深め、男女共同参画に向けた取組の推進に資することを目的とした研修に使用できる教材を提供した。

テーマ	申込件数
男女共同参画 (一般向け)	7
職場における男女共同参画	6
アンコンシャス・バイアス～男女共同参画の視点から～	6
パートナーへの暴力防止	1
申込件数計	20

Ⅲ 調査研究・情報発信

1 調査研究

(1)	男女共同参画社会推進調査研究事業
(2)	男女共同参画推進条例に基づく届出集計・分析
(3)	社会参画状況調査

(1) 男女共同参画社会推進調査研究事業

男女共同参画の推進を図るため、かなテラスや関係部局、市町村等の施策や事業に具体的に反映ができる調査・研究や、女性を取り巻く課題解決に向けた調査・研究を実施した。

令和5年度から、中学生・高校生がジェンダー・バイアス（無意識の思い込み）に影響されることなく、自由に進路や就職をイメージし、将来の道を選択できるよう啓発するため、男女それぞれが少数派となる環境下で活躍している方々の実例を収集するためのアンケート調査や取材を実施し、中高生向け「ジェンダー平等キャリアパンフレット（仮称）」を作成に向けて作業した。

(2) 男女共同参画推進条例に基づく届出集計・分析

事業所における男女共同参画がより一層推進されるよう、男女共同参画推進条例により、常時使用する従業員数300人以上の事業所ごとに男女共同参画の進捗状況の届出を受け、その結果を集計、分析した。

○ 令和7年度届出数 523 事業所

○ 届出結果の主なポイント

・課長相当職の女性の割合が12.4%となり、前年度（11.5%）から0.9ポイント増加し、女性管理職（部長相当職＋課長相当職）の割合は10.9%と、前年度（9.9%）から1.0ポイント増加した。

・女性管理職（部長相当職＋課長相当職）を有する事業所の割合が81.8%となり、前年度（79.8%）から2.0ポイント増加した。

・男性の育児休業の取得率が61.3%となり、前年度（52.4%）から8.9ポイント増加した。

・男性の育児休業の取得期間別の割合は、「1か月以上3か月未満」が前年度（31.5%）から1.1ポイント増加して32.6%と最も高く、次いで高いのは「2週間以上1か月未満」25.5%（前年度27.4%）、「3か月以上6か月未満」16.0%（前年度13.4%）と続いており、1か月以上の取得者が60.8%を占めていた（前年度54.4%）。

(3) 社会参画状況調査

かなテラスで実施した、女性のための社会参画セミナー「かなテラス カレッジ」の受講者を対象に、事業の効果把握のため社会参画状況の調査を実施した。

・基準日 12月1日

平成9年度から令和7年度まで（28回）の受講者累計は延べ1,018人であり、過去受講者を対象とした、社会参画状況調査（平成13年度から令和7年度まで18回実施）によると、委員・議員等に就任経験のあると回答した受講者は、市町議会議員17人、国、県、市町村の審議会・協議会委員

等 95 人（うち議員と委員両方の経験者 6 人）、合計 106 人となった（過去調査からの累計。令和元年度の特別講座のみの受講者は対象外）。

2 情報発信

(1)	かながわ男女共同参画支援サイトの運営
(2)	かながわジェンダーダイバーシティ・データベース
(3)	かなテラスレポート、メールマガジン、X（旧 Twitter）等による情報発信
(4)	資料・交流コーナーの運営
(5)	講演会・セミナー等の配布資料の収集・配架

(1) かながわ男女共同参画支援サイトの運営

女性の能力発揮（エンパワーメント）に向けた取組の一環として、チャレンジしたい女性を応援するための情報や、様々な分野で積極的に活動している女性人材の情報、団体・グループ情報をホームページ上で提供した。

○ かながわの女性応援サイト

様々な分野で能力を発揮したい女性を情報の面から応援するサイト。チャレンジしたい女性を応援するための事業、関連情報を提供している神奈川県内の機関等を掲載した。

○ 女性人材情報等サイト

審議会委員候補者や生涯学習指導者等の人材情報を提供するサイト。本県や国などの人材データベース等を掲載した。

(2) かながわジェンダーダイバーシティ・データベース

統計の面から、本県の男女共同参画の状況を把握できるよう、社会的意義の高い統計・調査データ項目を中心とした各種統計データをホームページ上で提供した。

(3) かなテラスレポート、メールマガジン、X（旧 Twitter）等による情報発信

○ 「かなテラスレポート」の発行

・発行なし

○ メールマガジン「かなテラス通信」の発行

メールマガジンを随時発行し、男女共同参画についての情報を迅速に配信した。

・発行数 16回（令和8年3月31日現在）

○ X（旧 Twitter）による情報発信（共生推進本部室の X での発信）

イベントなどの最新情報について随時発信した。

・ポスト数 35回（令和8年3月31日現在）

○ その他ホームページによる情報発信

かなテラスホームページにより、かなテラスの講座など事業の案内や、男女共同参画に関する各種情報提供を行った。

(4) 資料・交流コーナーの運営

男女共同参画に関する行政資料等を収集・整理し、県民等の利用に供するとともに、図書館情報システムを運用し、県内公共図書館等との連携を図って図書館資料検索・図書貸出サービスを行った。また、ホームページによる資料・交流コーナー情報の発信を行った。

※ 県藤沢合同庁舎工事に伴い、令和6年7月1日より令和7年7月31日まで、資料・交流コーナーは資料の貸出を除いて利用休止

- ・図書等 9,353点（図書 9,180冊、雑誌 173タイトル）（令和8年3月31日現在）
- ・利用状況 入館者数 17人 貸出冊数 12冊（令和8年3月31日現在）

(5) 講演会・セミナー等の配布資料の収集・配架

かなテラスが主催する講演会・セミナー等の配布資料を収集し、資料・交流コーナーへの配架及びホームページでの公開により情報を発信した。

- ・資料・交流コーナーへの配架資料件数 75件（令和8年3月31日現在）
- ・ホームページでの公開件数 34件（令和8年3月31日現在）

※ 令和7年度上記共に新規件数なし

○資料・交流コーナー利用状況の推移

年度	入館者（閲覧者）			貸出（冊数 1人10冊以内、期間 3週間以内）						
				登録者			貸出者			
	人数	性別		人数	性別		人数	性別		冊数
女		男	女		男	女		男		
H27	524	416	108	20	18	2	57	51	6	109
28	411	278	133	20	19	1	47	43	4	77
29	297	216	81	19	19	0	52	49	3	87
30	187	132	55	12	11	1	27	26	1	42
R元	162	140	22	22	22	0	24	24	0	35
2	88	65	23	5	2	3	7	2	5	15
3	60	53	7	17	17	0	4	4	0	4
4	149	120	29	22	19	3	41	37	4	93
5	86	70	16	16	15	1	30	26	4	50
6	56	45	11	21	20	1	40	40	0	81
7	17	12	5	1	1	0	5	5	0	12
計	2,037	1,547	490	175	163	12	334	307	27	605

(注1) 平成27年4月1日かながわ男女共同参画センター資料・交流コーナー開所
(注2) 平成27年度より司書不在のため参考相談サービスは行っていない
(注3) 令和2年4月6日から6月1日、令和3年1月8日から10月25日まで、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため利用休止
(注4) 令和6年7月1日から令和7年7月31日まで、県藤沢合同庁舎工事に伴い資料の貸出を除いて利用休止

<参考>かながわ女性センター図書館利用状況の推移

年度	入館者（閲覧者）			貸出（冊数 1人10冊以内、期間 3週間以内）							複写 (1枚10円) 件数 枚数		参考相談 レファレンス
				登録者			貸出者						
	人数	性別		人数	性別		人数	性別		冊数			
女		男	女		男	女		男					
H11	10,441	6,482	3,959	339	268	71	3,310	2,606	704	8,708	332	1,686	822
12	9,877	6,073	3,804	278	209	69	3,288	2,298	990	8,456	279	958	799
13	11,598	6,211	5,387	243	169	74	3,136	2,151	985	8,167	388	3,017	763
14	10,960	5,919	5,041	276	205	71	3,089	2,180	909	7,732	506	3,490	944
15	10,553	5,999	4,554	248	182	66	3,020	2,191	829	8,268	464	4,374	1,000
16	10,075	5,451	4,624	211	157	54	2,461	1,713	748	6,267	370	2,922	948
17	10,237	5,407	4,830	255	194	61	2,214	1,508	706	6,268	318	2,999	535
18	10,617	5,658	4,959	244	195	49	2,289	1,596	693	6,559	284	1,617	595
19	10,802	5,786	5,016	195	144	51	1,981	1,355	626	5,713	197	1,246	910
20	8,959	4,727	4,232	192	150	42	1,809	1,290	519	5,857	183	1,278	580
21	9,592	5,201	4,391	206	165	41	1,770	1,322	448	5,890	180	3,696	824
22	9,781	5,191	4,590	183	147	36	1,697	1,309	388	5,141	128	1,475	522
23	10,401	5,357	5,044	183	133	50	1,563	1,032	531	5,037	121	1,022	576
24	12,429	6,459	5,970	160	127	33	1,320	848	472	4,031	125	1,403	636
25	9,871	4,683	5,188	137	107	30	1,244	914	330	3,640	107	961	487
26	4,096	1,630	2,466	40	34	6	559	421	138	1,686			327
計	160,289	86,234	74,055	3,390	2,586	804	34,750	24,734	10,016	97,420	3,982	32,144	11,268

(注1) 平成12年度は図書館情報システム移行のため1か月休館
(注2) 平成13年度より複写料を1枚30円から10円に変更
(注3) 平成15年8月より貸出冊数を5冊から10冊に変更
(注4) 平成25年度は図書館情報システム更新のため1週間休館
(注5) 平成26年4月より図書館での複写サービス終了(コピー機のリース期間終了のため)
(注6) 平成26年10月は(最終)蔵書点検のため1か月休館
(注7) 平成26年11月・12月は図書館別室として食堂跡を閲覧室として開放
(注8) 平成26年12月27日図書館閉館

IV DV相談・DV防止の啓発

1 配偶者等からの暴力（DV）被害者への支援

(1)	配偶者暴力相談支援センター（相談事業）
(2)	女性問題研修事業
(3)	DV相談員能力向上研修
(4)	女性への暴力相談等関係機関連絡会の開催

(1) 配偶者暴力相談支援センター（相談事業）

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年4月制定）に基づく「配偶者暴力相談支援センター」として、DV被害者に対する相談や情報提供、医学的又は心理学的な援助、保護命令に関する裁判所から求められた書面の作成等により、DV被害者の自立を支援した。

業 務 内 容	内 訳	件数
相談・情報提供	DV相談件数	4,123
医学的・心理学的援助	精神保健相談	2
	メンタルケア	37
保護命令関係	裁判所への書面提出	1
相談等に関する証明 等	住民基本台帳に係る支援措置	18
	健康保険	1
	年金	1
	児童手当	0
	その他の証明	6

※ 「相談・情報提供」件数は、「医学的・心理学的援助」件数を含む。

○ 相談事業（相談・情報提供、医学的・心理学的援助）の実施状況

配偶者等から暴力を受けている被害者の支援のため、職員が対応する「一般相談」と弁護士等の専門家が対応する「専門相談」（法律相談、精神保健相談、メンタルケア）を実施した。

さらに、かなテラス相談窓口の時間外については女性への暴力相談「週末ホットライン」を、また、外国籍県民等に対しては「多言語による相談」（英語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、中国語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、ベンガル語、ミャンマー語、クメール語、ロシア語）を民間支援団体に委託し、切れ目のない体制で相談を実施した。

（令和6年度より対応可能な言語数を8言語から13言語へ増加）

・令和7年度の相談実施状況

(単位：件数)

区 分		女性	男性	計		
電 話	D V	3,395	585	3,980	相談員 による 相談	
	その他	864	333	1,197		
	計	4,259	918	5,177		
面 接	相談員 の面接	D V	32	33	65	外部専 門家による相 談
		その他	0	0	0	
		小 計	32	33	65	
	専門相談 (DV)	法律相談	38	1	39	
		精神保健相談	1	1	2	
		メンタルケア	37	-	37	
		小 計	76	2	78	
	計		108	35	143	
合 計 (前年度)		4,367 (4,017)	953 (856)	5,320 (4,873)		
週末ホットライン (前年度)		254 (241)	9 (8)	263 (249)		
多言語による相談 (前年度)		551 (405)	34 (14)	585 (419)		
総 計		5,172 (4,663)	996 (878)	6,168 (5,541)		

・相談件数の推移

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	備 考
計	5,062件	4,873件	5,320件	109.2% (R7/R6)

○ 相談支援事業

保護命令に関する裁判所から求められた書面の作成や、相談等に関する証明等を作成しDV被害者の自立を支援した。

(再掲)

支援業務の内容	内訳	件数
保護命令関係	裁判所への書面提出	1
相談等に関する証明 等	住民基本台帳に係る支援措置	18
	健康保険	1
	年金	1
	児童手当	0
	その他の証明	6

(2) 女性問題研修事業

かながわ男女共同参画センター、県内市町村相談員等の資質向上を図るため、研修を実施した。

- ・回数 年4回
- ・対象 かながわ男女共同参画センター相談員、県内市町村相談員等

区分	開催日	講演テーマ及び講師	参加者 (人)
第1回	7月8日(火)	「児童相談所の機能と現状 DV相談との連携について」 中央児童相談所虐待対策支援課 児童福祉司 田村 友志 氏	68
第2回	10月23日 (木)	「外国籍のDV被害者をめぐる法律知識」 弁護士 小豆澤 史絵 氏	63
第3回	1月30日 (金)	「DV被害からの回復に向けて 精神疾患の理解と支援」 県立女性相談支援センター 嘱託精神科医師 三好 彩 氏	54
第4回	3月17日 (火)	「DV加害者プログラムについて」 一般社団法人PROVE 共同代表・ファシリテーター 国兼 淳子 氏 (女性への暴力相談等関係機関連絡会との合同開催)	38
計4回			223

(3) DV相談員能力向上研修

DV相談員の能力向上のため、外部の専門家をスーパーバイザーとして招き、助言・指導を受けながら事例検討会を定期的実施した。

(4) 女性への暴力相談等関係機関連絡会の開催

女性への暴力問題に取り組んでいる県内の関係機関が連携して、被害者の相談、心のケアへの支援を行うため、情報交換等を行った。

- ・回数 年3回
- ・構成機関 20機関

区分	開催日	内 容	参加機関数 参加人数
第1回	6月5日(木)	(1)情報交換 (2)その他	17機関 23人
第2回	10月29日(水)	(1)事例検討(部会) (2)情報交換	12機関 18人
第3回	3月17日(火)	講演会 「DV加害者プログラムについて」 一般社団法人PROVE 共同代表・ファシリテーター 国兼 淳子 氏 (女性問題研修会との合同開催)	38人

2 DV防止の啓発

(1)	DV防止啓発講座
(2)	デートDV防止啓発講座（再掲）
(3)	啓発冊子の発行等

(1) DV防止啓発講座

「DV（ドメスティック・バイオレンス）」は、夫婦や同棲相手、恋人同士など親密な関係にある者に対してふるわれる暴力であり、DVについて、当事者だけではなく周囲の方々の理解を深め、対応のために行動を起こすことができるよう、DV防止について普及・啓発する講座を実施した。

開催日 会場	テーマ	講師	参加者 (人)
8月8日(金) ひらつか市民活動 センター 会議室A	DVを知ることから始めて みませんか？ ～DVがもたらす心と身体 への影響や使える制度など を学ぶ～	社会福祉士、精神保健 福祉士、公認心理師 池田 ひかり氏	11
10月21日(火) オンライン (Zoom)	男性DV被害の実態 ～男性だからといって我慢 していませんか～	京都橘大学総合心理学 部准教授 濱田 智崇氏	37
2月10日(火) オンライン (Zoom)	経済的DVとは？ ～弁護士から学ぶ対策と解 決方法～	横浜あかり法律事務所 弁護士 野口 杏子氏	29
3月10日(火) オンライン (Zoom)	男性DV被害者の心のケア 講座 ～DVで傷ついた心のケア の仕方～	熊本大学大学院人文社 会科学研究部准教授 高岸 幸弘氏	16
計 4 回			93

(2) デートDV防止啓発講座（再掲）

デートDVの予防・啓発の取組を実践しているNPOと連携を図り、どこにでもありそうな恋人同士の会話等を題材とし、参加しながら学べる講座を中学校、高校等で実施した。

開催日	会場	講師	参加者 (人)
5月14日(水)	茅ヶ崎市立梅田中学校	認定NPO法人エンパ ワメントかながわ	110
6月6日(金)	自然学園高等学校相模原キ ャンパス	同上	35
7月14日(月)	県立伊勢原高等学校（定時 制）	同上	41
7月18日(金)	県立永谷高等学校	同上	33

開催日	会場	講師	参加者 (人)
8月28日(木)	県立神奈川総合産業高等学校(定時制)	認定NPO法人エンパ ワメントかながわ	20
12月1日(月)	綾瀬市立綾瀬中学校	同上	155
12月15日(月)	大和市立つきみ野中学校	同上	291
2月6日(金)	平塚市立山城中学校	同上	222
2月19日(木)	横浜市立蒔田中学校	同上	100
3月19日(木)	平塚市立金目中学校	同上	154
計10回			1,161

(3) 啓発冊子の発行等

- 女性向けDV防止啓発冊子「ドメスティック・バイオレンスに悩む女性たちへ」の作成
暴力から逃げ出せない恐ろしさ、被害者やその子どもへの影響など、ドメスティック・バイオレンスの実態をわかりやすく説明したうえで、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の概要や、県内の相談窓口などを掲載した。
・配布先 県内市町村、警察署等
- 男性向けDV防止啓発冊子「男性にもDV相談窓口があります」の作成
DVは身体的暴力だけではないことを認識してもらうとともに、被害者やその子どもへの影響など、ドメスティック・バイオレンスの実態をわかりやすく説明したうえで、男性がDVの被害及び加害に気づくきっかけを作り、相談できる窓口があることを周知した。
・配布先 県内市町村、警察署等
- 高校生を対象としたデートDV(交際相手からの暴力)防止啓発冊子「ちょーカンタンデートDVの基礎知識」の作成
若年層の恋人間で起こる暴力(デートDV)を未然に防止するための、高校生向けデートDV防止啓発冊子を作成し、相談窓口も紹介した。
・配布先 県内高等学校等
- デートDV防止啓発動画の公開
啓発冊子の内容を基に、令和2年度に作成したデートDV防止啓発動画を引き続き公開し、デートDVで起こりがちなケースを示し、未然防止を図るとともに、デートDV被害にあった際に相談できる窓口を紹介した。

V かながわ男女共同参画センターの運営

○ 男女共同参画支援室（会議室）等の運営

男女共同参画活動に資する団体に活動場所を提供するため、男女共同参画支援室（会議室）を貸し出すとともに、必要に応じて託児サービスの提供を行った。

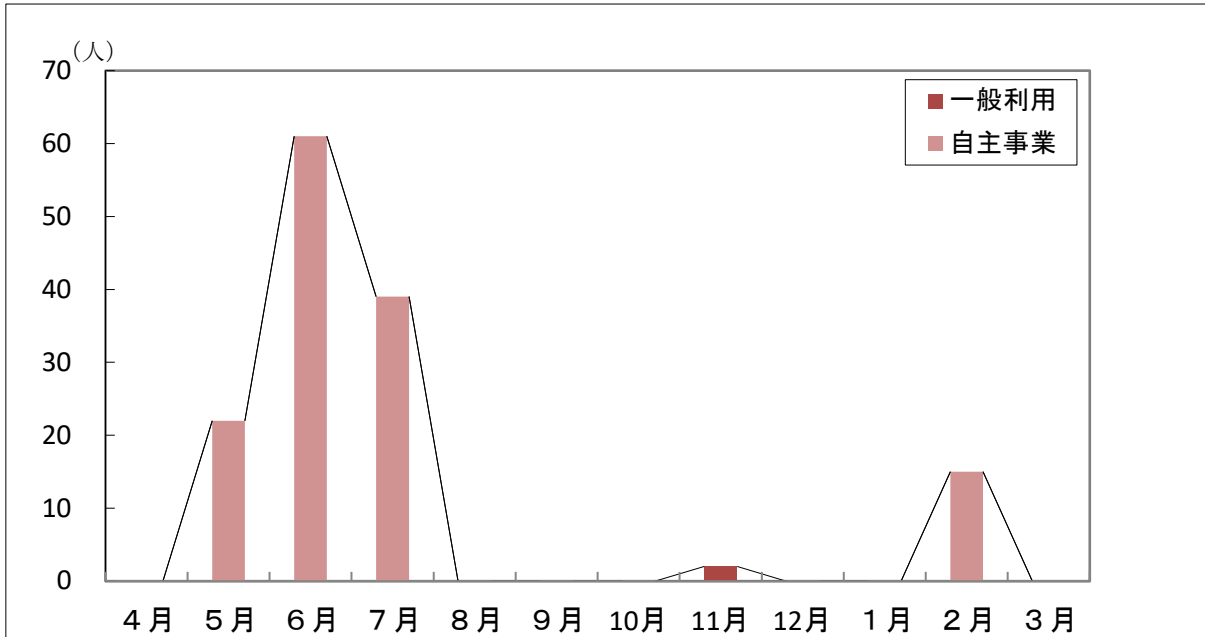
※ 県藤沢合同庁舎工事に伴い、令和6年7月1日より男女共同参画支援室及び託児サービスは県機関による利用を除いて一般利用休止

※ 県藤沢合同庁舎の工事のため、令和6年7月1日より休止していた男女共同参画支援室の貸出を令和8年4月1日より一部再開

[男女共同参画支援室利用状況]

年度		令和6年度	令和7年度	
項目	室数	4室	4室	
	開館日数	292日	294日	
一般利用	件数	14件	1件	
	人員	219人	2人	
自主事業	件数	23件	9件	
	人員	402人	137人	前年比
合計	件数	37件	10件	27.0%
	人員	621人	139人	22.4%

月別利用人員



(単位: 人)

令和6年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
一般利用	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
自主事業	0	22	61	39	0	0	0	0	0	0	15	0	137
計	0	22	61	39	0	0	0	2	0	0	15	0	139

8 相談案内(DV相談)

神奈川県配偶者暴力相談支援センターとして、次のとおりDV相談を行っています。

相談窓口		内容	相談日と時間 ※すべて年末年始を除きます	電話	
女性を対象とした相談	女性のためのDV相談	配偶者や恋人など親しい関係にある人からの、身体的・性的・精神的・経済的・社会的な暴力に関する相談	月曜日～金曜日 9時～21時 土曜日・日曜日 9時～17時 (面接相談は9時～17時 予約制) ※祝日を除く	0466-26-5550	
	女性への暴力相談 「週末ホットライン」	女性のためのDV相談の土曜日・日曜日の夜間及び祝日の相談電話	土曜日・日曜日 17時～21時 祝日 9時～21時	045-534-9551	
	多言語による相談	英語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、中国語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、ベンガル語、ミャンマー語、クメール語、ロシア語による相談	月曜日～金曜日 10時～17時 (面接相談は予約制) ※祝日を除く	090-8002-2949	
	専門相談	法律相談	弁護士による問題解決のための法律相談	月2回 予約制	女性のためのDV 相談窓口 0466-26-5550 において必要に応じて案内
精神保健相談		精神科医による精神保健相談	月1回 予約制		
メンタルケア		心理カウンセラーによるドメスティックバイオレンスの被害により精神的なダメージを受けた女性へのカウンセリング	予約制		
男性を対象とした相談	男性被害者相談	配偶者や恋人など親しい関係にある人からの、身体的・性的・精神的・経済的・社会的な暴力に関する相談	月曜日～金曜日 9時～21時 (面接相談は予約制) ※祝日を除く	045-662-4530	
	DVに悩む男性のための相談	精神保健福祉士による配偶者などへの暴力等に関する相談	月曜日・木曜日 18時～21時 ※祝日を除く	045-662-4531	
	専門相談	法律相談	弁護士による問題解決のための法律相談	月1回 予約制	上記相談窓口において必要に応じて案内
		精神保健相談	精神科医による精神保健相談	月1回 予約制	

9 施設利用案内

■開館時間

9:00～21:00（土日は17:00）まで
資料・交流コーナーは、9:00～17:00まで

■休館日

- 毎週月曜日
- 国民の祝日（月曜日の場合は月曜日と火曜日が休館日。土・日曜日の場合は開館し、次の月曜日と火曜日等が休館日）

■男女共同参画支援室の貸出について

●利用団体登録の申請

男女共同参画支援室の利用にあたっては、事前の利用団体登録が必要となりますので、下記URLを参照し、必要な書類をご用意の上、申請してください。

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/x2t/gaiyou/gaiyou_03_2.html

●利用の申込

電話（Tel.0466-27-2111）又は窓口でお申込みいただき、先着順に受付いたします。

受付時間：開館日の9:00～17:00

●申込受付期間

開始・締切は各々の利用日を基準にします。

男女共同参画団体		利用施設
開始	締切	
3箇月前	前日	男女共同参画支援室A～D

- ・ 3箇月前とは利用日の3箇月前の同日とします。同日がない場合又は同日が休館日の場合は、その該当日直後の開館日とします。

（例）5月31日の3箇月前→3月1日

3月1日が休館日の場合は3月2日

- ・ かながわ男女共同参画センターの自主事業等での使用予定がない日に限って申込可能とします。

施設の概要については

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/x2t/gaiyou/gaiyou_01.html

をご覧ください。

※県藤沢合同庁舎の工事のため、令和6年7月1日より休止していた男女共同参画支援室の貸出を令和8年度4月1日より一部再開することとなりました。

なお、男女共同参画支援室C・Dの貸出再開は6月2日を予定しておりますが、正式に決まり次第、改めてお知らせします。

●利用料金（令和元年10月1日から）

男女共同参画支援室A・B 各定員27名		
平日	午前9時～午後5時	810円/2時間
	午後5時～午後9時	1,010円/2時間
土曜・日曜	午前9時～午後5時	1,010円/2時間

男女共同参画支援室C・D 各定員30名		
平日	午前9時～午後5時	1,010円/2時間
	午後5時～午後9時	1,260円/2時間
土曜・日曜	午前9時～午後5時	1,260円/2時間

●利用申込書の提出

電話又は窓口にて空き状況を確認し、仮予約後すみやかに「利用申込書」をご提出ください。（ただし、支援室の利用に伴い託児を依頼する場合は、託児依頼申込書を提出する前までに利用申込書を提出してください。）

●使用料の納付

使用料については、現金により利用当日の利用前に窓口で納付してください。

■託児室利用について

セミナー等にお子さまを連れて参加される場合は、2歳（主催事業では1歳）から小学校就学前までのお子さまの一時保育があります。

利用時間 9:00～12:00

13:00～17:00

（8日前までに要申込み、無料（別途おやつ代）、定員14人）

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/x2t/gaiyou/gaiyou_03_3.html



10 かながわ男女共同参画センター関係例規

(1) 神奈川県立かながわ男女共同参画センター条例

昭和57年3月30日

条例第3号

改正	昭和58年12月21日条例第33号	昭和61年10月17日条例第45号
	平成元年3月20日条例第5号	平成3年3月15日条例第9号
	平成4年12月22日条例第53号	平成9年3月25日条例第4号
	平成21年12月28日条例第97号	平成25年12月27日条例第120号
	平成26年3月25日条例第7号	平成26年12月26日条例第70号
	平成31年3月22日条例第18号	

(趣旨)

第1条 この条例は、神奈川県立かながわ男女共同参画センターの設置、管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成26年条例70号〕

(設置)

第2条 女性の自立と男女のあらゆる分野への参画を促進し、もつて男女共同参画社会の実現に寄与するための施設として、神奈川県立かながわ男女共同参画センター（以下「かながわ男女共同参画センター」という。）を藤沢市鶴沼石上2丁目7番1号に設置する。

一部改正〔平成26年条例70号〕

(利用の承認)

第3条 別表に掲げるかながわ男女共同参画センターの施設を利用しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定により利用の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の承認を与えないことができる。

(1) かながわ男女共同参画センターにおける秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。

(2) かながわ男女共同参画センターの設置の目的に反すると認められるとき。

(3) 施設及び設備を損傷するおそれがあると認められるとき。

(4) その他利用させることがかながわ男女共同参画センターの管理上支障があると認められるとき。

一部改正〔平成26年条例70号〕

(使用料の徴収)

第4条 かながわ男女共同参画センターの利用については、別表に定める額の使用料を徴収する。

2 前項の使用料は、前納とする。

一部改正〔平成26年条例70号〕

(使用料の減免)

第5条 前条第1項の規定にかかわらず、知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、使用料を減免することができる。

- (1) 国、県又は県内の市町村の機関が女性の自立と男女のあらゆる分野への参画を促進することを目的とした行事に利用するとき。
- (2) その他知事が特に必要と認めるとき。

一部改正〔平成3年条例9号・9年4号〕

(使用料の不還付)

第6条 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、知事が災害その他かながわ男女共同参画センターの利用の承認を受けた者の責めに帰することができない理由によりかながわ男女共同参画センターを利用することができないと認めたときは、この限りでない。

一部改正〔平成26年条例70号〕

(利用承認の取消し等)

第7条 知事は、かながわ男女共同参画センターの利用の承認を受けた者が第3条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき又は知事が必要と認めたときは、同条第1項の承認を取り消し、又はかながわ男女共同参画センターの利用を中止させることができる。

一部改正〔平成26年条例70号〕

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、かながわ男女共同参画センターの管理等に關し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成26年条例70号〕

附 則

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内で規則で定める日から施行する。ただし、第3条から第8条までの規定は、昭和57年6月1日から施行する。

(昭和57年9月規則第77号で、同57年9月10日から施行)

- 2 神奈川県立婦人就業援助センター条例(昭和54年神奈川県条例第2号)は、廃止する。

附 則(昭和58年12月21日条例第33号)

- 1 この条例は、昭和59年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に利用の申込みを受理しているものに係る神奈川県立青少年センター、神奈川県立の青少年会館、神奈川県立県民ホール及び神奈川県立婦人総合センター(以下「県立青少年センター等」という。)の利用又はこの条例の施行の日から昭和59年3月31日までの間における県立青少年センター等の利用に係る使用料については、本則に規定する各条例の本則の規定による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(昭和61年10月17日条例第45号)

- 1 この条例は、昭和62年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に利用の申込みを受理しているものに係る神奈川県立青少

年センター、神奈川県立の青少年会館、神奈川県立県民ホール、神奈川県立婦人総合センター及び神奈川県立神奈川近代文学館（以下「県立青少年センター等」という。）の利用又はこの条例の施行の日から昭和62年3月31日までの間における県立青少年センター等の利用に係る使用料については、本則に規定する各条例の本則の規定による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成元年3月20日条例第5号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。ただし、第25条の規定は公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から、第27条の規定は同年7月1日から施行する。

（会館等の使用料に関する経過措置）

- 3 この条例の施行の際現に会館等の利用の申込みを受理しているものに係る使用料については、第2条から第10条まで、第20条、第23条、第26条及び第28条から第33条までの規定による改正後の各条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成3年3月15日条例第9号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成4年12月22日条例第53号）

- 1 この条例は、平成5年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に利用の申込みを受理しているものに係る（中略）神奈川県立かながわ女性センター及び神奈川県立神奈川近代文学館（以下「県立青少年センター等」という。）の利用又はこの条例の施行の日から平成5年3月31日までの間における県立青少年センター等の利用に係る使用料については、本則に規定する各条例の本則の規定による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成9年3月25日条例第4号）

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に神奈川県立かながわ女性センターの利用の申込みを受理しているものに係る使用料については、この条例による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成21年12月28日条例第97号）

- 1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、平成22年4月1日以後の神奈川県立かながわ女性センターの利用に係る使用料について適用し、同日前の神奈川県立かながわ女性センターの利用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成25年12月27日条例第120号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日条例第7号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
（神奈川県立公文書館等の使用料に関する経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に神奈川県立かながわ女性センターの利用の申込みを受理して

いるものに係る使用料については、この条例による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成26年12月26日条例第70号）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、同年3月1日から施行する。
- 2 改正後の別表に掲げる神奈川県立かながわ男女共同参画センターの施設（以下「新施設」という。）利用しようとする者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、改正後の第3条の規定の例により、施行日以後の新施設の利用に係る知事の承認を受けることができる。
- 3 知事は、施行日前においても、改正後の第4条から第7条の規定の例により、施行日以後の新施設の利用に係る処分をすることができる。

附 則（平成31年3月22日条例第18号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行する。

（1）（略）

（2） 第4条の規定、第16条中神奈川県漁港管理条例附則第1項及び附則第2項に見出しを付する改正規定、同条例附則第3項の前に見出しを付する改正規定並びに同条例の附則に1項を加える改正規定、第19条の規定、第46条中神奈川県都市公園条例附則第1項に見出しを付する改正規定、同条例附則第2項を削る改正規定、同条例附則第3項を同条例附則第2項とし、同項の前に見出しを付し、同条例附則第4項を同条例附則第3項とし、同項の次に1項を加える改正規定及び同条例附則第5項を削る改正規定並びに第48条の規定並びに次項、附則第3項、附則第6項、附則第10項及び附則第11項の規定 平成31年4月1日

（神奈川県立公文書館等の使用料に関する経過措置）

- 2 前項第2号に掲げる規定の施行の日（以下「第2号施行日」という。）からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間に、第1条、第2条、第20条、第21条及び第46条に規定する各条例により設置された施設の施行日以後の利用の申込みがあった場合における当該利用に係る使用料は、これらの規定による改正後の各条例の規定に定める額とする。

別表（第3条、第4条関係）

区分	平日						日曜日、土曜日及び休日			
	午前 9時 から 午前 11時 まで	午前 11時 から 午後 1時 まで	午後 1時 から 午後 3時 まで	午後 3時 から 午後 5時 まで	午後 5時 から 午後 7時 まで	午後 7時 から 午後 9時 まで	午前 9時 から 午前 11時 まで	午前 11時 から 午後 1時 まで	午後 1時 から 午後 3時 まで	午後 3時 から 午後 5時 まで
男女 共同 参画 支援 室A	810円	810円	810円	810円	1,010 円	1,010 円	1,010 円	1,010 円	1,010 円	1,010 円
男女 共同 参画 支援 室B										
男女 共同 参画 支援 室C	1,010 円	1,010 円	1,010 円	1,010 円	1,260 円	1,260 円	1,260 円	1,260 円	1,260 円	1,260 円
男女 共同 参画 支援 室D										

備考 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日という。

(2) 神奈川県立かながわ男女共同参画センター条例施行規則（抜粋）

昭和 57 年 5 月 15 日
規則第 36 号

改正	昭和 62 年 6 月 30 日規則第 58 号	平成 2 年 3 月 30 日規則第 12 号
	平成 3 年 3 月 15 日規則第 10 号	平成 6 年 3 月 25 日規則第 25 号
	平成 9 年 3 月 31 日規則第 38 号	平成 15 年 3 月 7 日規則第 8 号
	平成 21 年 12 月 28 日規則第 99 号	平成 26 年 3 月 25 日規則第 29 号
	平成 27 年 2 月 27 日規則第 3 号	令和元年 6 月 25 日規則第 15 号

(休館日)

第 2 条 かながわ男女共同参画センターの休館日は、次に掲げる日とする。

- (1) 月曜日
- (2) 火曜日（当該火曜日の前日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる場合に限る。）
- (3) 休日（休日（元日を除く。）が土曜日又は日曜日に当たる場合は、その翌日以降の最初の月曜日、前号に掲げる日、休日（国民の祝日に関する法律第 3 条第 2 項に規定する休日を除く。））、土曜日又は日曜日（以下「月曜日等」という。）でない日（二の休日が連続する土曜日及び日曜日に当たる場合は、最初の休日の翌日以降の最初の月曜日等でない日及びその翌日）
- (4) 1 月 2 日、同月 3 日及び 12 月 29 日から同月 31 日まで

2 前項に規定する休館日の日のほか、資料コーナーにあつては、次に掲げる日を休館日とする。

- (1) 毎月末日
- (2) 火曜日（当該火曜日の前日が月の末日に当たる場合に限る。）
- (3) 2 月 1 日から同月 7 日まで

3 前 2 項の規定にかかわらず、所長は、かながわ男女共同参画センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）の修理その他の理由により必要があると認めるときは、休館日を臨時に変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

一部改正〔平成 3 年規則 10 号・9 年 38 号・15 年 8 号・26 年 29 号・27 年 3 号〕

(開館時間)

第 3 条 かながわ男女共同参画センターの開館時間は、午前 9 時から午後 9 時（休日、土曜日及び日曜日にあつては、午後 5 時）までとする。ただし、資料コーナーにあつては午前 9 時から午後 5 時まで、幼児一時預かり室にあつては午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、所長は、必要があると認めるときは、開館時間を臨時に変更することができる。

一部改正〔平成 3 年規則 10 号・9 年 38 号・26 年 29 号・27 年 3 号〕

(中略)

附 則（令和元年 6 月 25 日規則第 15 号）

この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

(3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（抜粋）

平成十三年法律第三十一号

最終改正：令和七年法律第八十四号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条の四）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条―第三十一条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する

重要事項

- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がある家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(女性相談支援員による相談等)

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

(女性自立支援施設における保護)

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

(協議会)

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。

2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(秘密保持義務)

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用につ

いて、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

(以下略)

(4) 神奈川県男女共同参画推進条例（抜粋）

平成14年3月29日
条例第8号

改正 平成20年7月22日条例第40号 平成22年8月3日条例第48号
令和3年3月30日条例第25号

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の実施について必要な事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成の促進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、互いにその人権を尊重し、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 事業者 事業を営む法人その他の団体又は個人をいう。
- (3) 積極的改善措置 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 相手が望まない性的な言動により相手方の職場、家庭、学校、地域その他の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

一部改正〔令和3年条例25号〕

（男女共同参画を推進するための理念）

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられ性別によるいかなる権利侵害も受けないこと、あらゆる場において男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進は、男女が社会のあらゆる分野における意思の形成及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活と職業生活その他の社会生活等との調和を図ることができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

一部改正〔令和3年条例25号〕

（県の責務）

第4条 県は、前条に規定する理念（以下「条例の理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、男女共同参画の推進に関する施策について、市町村、事業者及び県民と協力して実施するよう努めなければならない。

一部改正〔令和3年条例25号〕

（事業者の責務）

第5条 事業者は、条例の理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進を図

るものとする。

2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第6条 県民は、条例の理念にのっとり、あらゆる分野において男女が共に責任を担い、及び互いに協力するとともに、男女共同参画の推進を阻害する行為を行わないよう努めなければならない。

2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害行為の禁止)

第7条 何人も、職場、家庭、学校、地域その他の社会のあらゆる場において、異性に対する暴力的行為(身体的又は精神的な苦痛を与える行為をいう。)その他の性別による権利侵害行為を行ってはならない。

(セクシュアル・ハラスメントの禁止等)

第8条 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

2 事業者は、事業活動を行うに当たり、その使用する者が当該事業の執行に際し、第三者(取引先の従業員、施設利用者、生徒等を含む。)に対しセクシュアル・ハラスメントを行わないよう必要な配慮に努めなければならない。

一部改正〔令和3年条例25号〕

(情報を読み解く能力の向上)

第9条 県は、県民が、男女共同参画の推進を阻害するおそれがある表現に関し、提供される情報を主体的に解釈し、及び評価するための能力の向上を図ろうとする取組に必要な施策を講じるものとする。

(男女共同参画の推進に関する届出等)

第10条 常時使用する従業員の数が規則で定める数の規模の事業所を県内に有する事業者は、毎年、当該事業所における男女共同参画の推進に関し、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

ただし、規則で定める事業所については、この限りでない。

(1) 事業者の名称及び代表者並びに所在地

(2) 事業所の名称及び所在地並びに主たる業種

(3) 常時使用する従業員の数及びその職務区分別の数並びにそれらの男女別の数

(4) 専ら事業所全般又は事業所に設けられた組織の経営及び管理の業務に従事する者の数並びにその男女別の数

(5) 従業員の資質及び能力の向上を図るための教育訓練の実施状況

(6) 業務の遂行と家庭生活における活動との両立を支援するための措置の状況

(7) セクシュアル・ハラスメントを防止するための措置の状況

(8) その他規則で定める事項

2 知事は、前項の規定による届出をしていない事業者に対し、届出を行うべきことを勧告することができる。

一部改正〔令和3年条例25号〕

(報告の徴収)

第11条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、前条第1項の規定により届出があった事業者から必要な報告を求めることができる。

(指導及び勧告)

第12条 知事は、第10条第1項の規定により事業者から届出があった事業所のうち、相当の理由がないにもかかわらず、男女共同参画の推進の状況が著しく不良であると認められ、かつ、相当の期間を経過しても改善が認められないものがあるときは、当該事業所を有する事業者に対し、改善に関する指導又は勧告をすることができる。

(情報の提供)

第13条 県は、男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画の推進の状況についての情報を県民及び事業者に積極的に提供するものとする。

(施策又は事業についての提案等の申出)

第14条 県内に住所を有する者、県内に事業所を有する事業者その他規則で定める者で、県が実施

する男女共同参画の推進に関する施策又は事業についての提案、意見、要望、苦情等のあるものは、知事にその旨を申し出ることができる。

- 2 知事は、前項の規定により申出があった提案、意見、要望、苦情等の処理を行うに当たり特に必要があると認めるときは、神奈川県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。

（審議会への諮問）

第15条 知事は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第1項の規定による男女共同参画計画を策定し、又は改定しようとするときその他男女共同参画の推進に関する重要事項に関し決定を行おうとするときは、審議会の意見を聴くものとする。

（委任）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第10条から第12条までの規定は、同年10月1日から施行する。

（附属機関の設置に関する条例の一部改正）

- 2 附属機関の設置に関する条例（昭和28年神奈川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（検討）

- 3 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（中略）

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第10条第1項の改正規定は、同年10月1日から施行する。

(5) 神奈川県男女共同参画推進条例施行規則（抜粋）

平成14年3月29日
規則第40号

改正 平成17年3月29日規則第47号 平成19年3月30日規則第48号
平成26年3月28日規則第52号 平成27年3月27日規則第28号
令和元年6月25日規則第15号 令和3年3月30日規則第29号
令和6年3月22日規則第15号

（届出対象事業所）

第1条 神奈川県男女共同参画推進条例（平成14年神奈川県条例第8号。以下「条例」という。）
第10条第1項に規定する規則で定める数は、届出に係る年の10月1日に常時使用する従業員の数が
300人以上とする。

一部改正〔令和3年規則29号〕

（適用除外の事業所）

第2条 条例第10条第1項ただし書に規定する規則で定める事業所は、国、県及び市町村の事務所
並びに独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の事業
所とする。

一部改正〔平成27年規則28号〕

（届出事項）

第3条 条例第10条第1項第8号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- （1） 常時使用する従業員のうち、特に雇用期間を定めない者で正社員又は正規職員とされるもの（以下「正社員」という。）の平均年齢及び平均勤続年数並びにその男女別の数
- （2） 正社員の採用者数及びその男女別の数
- （3） 専ら事業所全般又は事業所に設けられた組織の経営及び管理の業務に従事する者（以下「管理職」という。）の登用数及びその男女別の数
- （4） 管理職に準ずる職にある者の数及びその男女別の数

一部改正〔令和3年規則29号〕

（届出書の提出）

第4条 条例第10条第1項の規定による届出は、毎年11月30日までに、男女共同参画の推進の状況
に関する届出書（別記様式）により行わなければならない。

（提案等の申出ができる者）

第5条 条例第14条第1項に規定する規則で定める者は、県内に勤務する者又は県内に在学する者
とする。

附 則

（中略）

附 則（令和6年3月22日規則第15号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）（第1面）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

男女共同参画の推進の状況に関する届出書

年 月 日

神奈川県知事殿

届出者 住 所（法人にあつては、所在地、）
氏 名（名称及び代表者の氏名）

神奈川県男女共同参画推進条例第10条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事業所の名称等	フリガナ							
	名 称							
	所在地							
事業	主たる業種	大分類				中分類		
		職務区分	常時使用する従業員（人）			うち正社員（人）		
	職務区分別の数		総 数	うち男性	うち女性	総 数	うち男性	うち女性
		人事・総務・経理						
		企画・調査・広報						
		研究・開発						
		情報処理						
		営 業						
		販売・サービス						
		生 産						
合 計								
事業の状況	正社員の平均年齢及び平均勤続年数	区 分	平均年齢（歳）		平均勤続年数（年）			
		正社員						
		うち男性						
	うち女性							
正社員の採用者数	総 数（人）	うち男性（人）		うち女性（人）				
管理職等	管理職等の数	管理職等の種類	管理職等の数（人）		うち男性（人）		うち女性（人）	
		部長相当職						
		課長相当職						
		係長相当職						
	管理職の登用数	管理職の種類	管理職数（人）		うち男性（人）		うち女性（人）	
		部長相当職						
		課長相当職						

(第2面)

教育訓練の実施状況	項目	実施状況				参加の状況								
		実施している	実施していない	男性のみ参加している	女性のみ参加している	男女とも参加している								
	能力向上のための教育訓練	1	2	5	6	7								
	管理職養成のための教育訓練	3	4	8	9	10								
業務の遂行と家庭生活における活動との両立を支援するための措置の状況	育児休業取得対象者数	合計(人)												
		うち男性(人)												
		うち女性(人)												
	育児休業取得対象者数及び取得者数	区分	育児休業期間別の取得者数											
			5日未満	5日以上2週間未満	2週間以上1か月未満	1か月以上3か月未満	3か月以上6か月未満	6か月以上8か月未満	8か月以上10か月未満	10か月以上12か月未満	12か月以上18か月未満	18か月以上24か月未満	24か月以上	合計
		取得者数の合計(人)												
		うち男性(人)												
	うち女性(人)													
	介護休業及び子の看護休暇の取得者数	区分	介護休業				子の看護休暇							
		取得者数の合計(人)												
うち男性の取得者数(人)														
うち女性の取得者数(人)														
セクシュアル・ハラスメントを防止するための措置の状況	方針の周知・啓発の方法	就業規則等による周知	社内報等による周知	研修・講習等の実施	その他									
		1	2	3	4									
	相談・苦情受付窓口の整備の方法	相談担当者の設置	マニュアルの整備	外部機関への委託	その他									
		5	6	7	8									
懲戒規定以外の措置を就業規則等の内部規則で定めている				いる	いない									
				9	10									
連絡先	所属名													
	担当者氏名													
	電話番号				内線									

(以下略)

1 1 県内市町村男女共同参画担当窓口及び男女共同参画関連施設

(1) 県内市町村の男女共同参画担当窓口

(令和8年4月現在)

市町村名	担当室課	電話番号
横浜市	市民局国際平和・ダイバーシティ推進課	045-671-2017
川崎市	市民文化局人権・男女共同参画室男女共同参画担当	044-200-2300
相模原市	市民局人権・男女共同参画課	042-769-8205
横須賀市	市長室人権・ダイバーシティ推進課ジェンダー平等係	046-822-8228
平塚市	市民部人権・男女共同参画課	0463-21-9861
鎌倉市	政策部市民相談課人権・男女共同参画担当	0467-61-3870
藤沢市	企画政策部人権男女共同平和国際課男女共同参画担当	0466-50-3501
小田原市	市民部人権・男女共同参画課人権・男女共同参画係	0465-33-1725
茅ヶ崎市	文化スポーツ部多様性社会推進課男女共同参画担当	0467-81-7150
逗子市	市民協働部市民協働課人権・男女平等参画係	046-873-1111
三浦市	市民部市民協働課	046-882-1111
秦野市	くらし安心部市民相談人権課人権・男女共同参画担当	0463-82-7618
厚木市	市民交流部市民協働推進課人権男女相談係	046-225-2215
大和市	市民経済・にぎわい創出部国際・市民共生課国際・市民共生係	046-260-5164
伊勢原市	市民生活部人権・広聴相談課人権・男女共同参画推進係	0463-94-4716
海老名市	市民協働部市民相談課人権男女共同参画係	046-235-4568
座間市	総合政策部人権・男女共同参画課人権・男女共同参画係	046-252-8087

市町村名	担当室課	電話番号
南足柄市	企画部市民協働課男女共同参画班	0465-73-8211
綾瀬市	市民環境部市民活動推進課市民共創・多文化共生担当	0467-70-5657
葉山町	福祉部町民健康課	046-876-1111
寒川町	町民部町民窓口課相談・人権担当	0467-37-3690
大磯町	町民福祉部町民課町民協働係	0463-61-4100
二宮町	町民部町民課地域支援班	0463-71-3313
中井町	地域防災課地域活動支援班	0465-81-1110
大井町	協働推進課	0465-85-5004
松田町	政策推進課定住少子化担当室定住少子化対策係	0465-84-5541
山北町	地域防災課地域協働班	0465-75-3643
開成町	企画政策課企画班	0465-84-0312
箱根町	総務部町民課コミュニティ推進係	0460-85-7160
真鶴町	政策推進課政策推進係	0465-68-1131
湯河原町	地域政策課企画係	0465-63-2111
愛川町	総務部デジタル・協働推進課協働推進班	046-285-2111
清川村	教育委員会事務局生涯学習課	046-288-3733

(2) 県内の男女共同参画関連施設

施設名	住所	電話番号
男女共同参画センター横浜（フォーラム）	〒244-0816 横浜市戸塚区上倉田町 435-1	045-862-5050
男女共同参画センター横浜南（フォーラム南太田）	〒232-0006 横浜市南区南太田 1-7-20	045-714-5911
男女共同参画センター横浜北（アートフォーラムあざみ野）	〒225-0012 横浜市青葉区あざみ野南 1-17-3	045-910-5700
川崎市男女共同参画センター（すくらむ21）	〒213-0001 川崎市高津区溝口 2-20-1	044-813-0808
相模原市立男女共同参画推進センター（ソレイユさがみ）	〒252-0143 相模原市緑区橋本 6-2-1 シティ・プラザはしもと内	042-775-1775
横須賀市男女共同参画及び多様な性を尊重する社会の推進施設（デュオよこすか）	〒238-0041 横須賀市本町 2-1 横須賀市立総合福祉会館 5 階	046-822-0804
茅ヶ崎市男女共同参画推進センターいこりあ	〒253-0044 茅ヶ崎市新栄町 12-12 茅ヶ崎トラストビル 4 階	0467-57-1414
南足柄市女性センター	〒250-0105 南足柄市関本 591-1 ヴェルミ 3 階	0465-73-8211
愛川町レディースプラザ（中津公民館）	〒243-0303 愛川町中津 293 番地の 3	046-285-1600



かながわ男女共同参画センターのシンボルマーク
神奈川の頭文字（K）、湘南の海と海岸線をモチーフに、
男女共同参画社会の推進を明るく躍動的に表しています。



交通

- JR東海道線、小田急江ノ島線、江ノ島電鉄「藤沢駅」下車 徒歩10分



〒251-0025 藤沢市鶴沼石上2-7-1 県藤沢合同庁舎2階

電話 0466(27)2111(代)

FAX 0466(25)6499

ホームページ <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/x2t/top.html>



令和8年5月

この冊子は再生紙を使用しています。